

平成24年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成24年6月14日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 16番 | 室井清男君 | (P13～P35) |
| No. 2 | 2番 | 真船正晃君 | (P36～P43) |
| No. 3 | 9番 | 小林重夫君 | (P44～P52) |
| No. 4 | 11番 | 矢吹利夫君 | (P53～P58) |

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有二君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	東宮清章君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

三笠宮家寛仁親王殿下におかれましては、平成24年6月6日、ご薨去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

それでは、本日の日程に入ります。

（午前10時02分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。

◇16番 室井清男君

1. 放射性物質汚染土壌等の仮置き場について

○16番（室井清男君） 16番室井清男であります。

私は、放射性廃棄物を黒川上流に置くことについて、村長に質問いたすものでございます。よろしく願いをいたします。

この廃棄物処理につかれまして、執行部等に、既に予算化されておることが議案書に載っておりますので、この議案書に載せた経過などを村長からお聞かせいただきます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の一般質問にお答えいたします。

この黒川上流に放射性廃棄物を置くということが予算に載った経緯ということでございます。

これまで、ことしは復興元年ということでございまして、1つは除染、1つは仕事づくり、そういったことをやっぱり考えながら福島県の復興ということで、除染が最初の仕事だと、去年からしております。除染をどういうふうにしていくのかということになりますと、いろいろ懸念がございます。放射性被ばくをいかによけるかということのを頭に置いて、そしてこの半減期をいかによけていくか。いわばその途中においてこの仮置き場、あるいは中間貯蔵施設、あるいは最終処分場といったものを設置して、そしてホットスポット、あるいはエリアの幅広い放射性物質の保管場所ということを考えてやっていこうということで、これは異論がないわけでありまして。

西郷村のこの放射能対策に関する特別委員会もございまして、その中の提言書にもありますように、村は仮置き場確保に全力を尽くしてまいりたいということで、これは同感でありますので、議員もそのとおりだと思っておりますが、この経緯につきましては前に全員協議会等でも担当課長から説明させましたが、家畜改良センターで管

理している土地がございます。その部分等のご厚意をいただいて、村が実施する除染によって発生した土壌等の仮置き場として、これは大字小田倉宇谷津田地区、この牧草地の一部を使用してもいいということになったわけでもございました。そうしますと、そのための準備がございます。道路とか、あるいはいろいろそういった費用がかかりますので、こういったことを想定して今回予算を計上したという経過でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の再質問を許します。

○16番（室井清男君） 私が聞きたいところを、今、村長は答弁なされなかったわけでもございます。私が今村長に聞きたいということはですね、なぜこの予算化をしたんだということ、これを聞きたいんです。予算化したその経過を説明してくださいということを行っているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） なぜしたかというのは、必要経費を予算で計上したというだけの話であります。それで、なぜしたかというのは、今申し上げたとおり、仮置き場を使用して、さらに除染を進めていくという必要性があつてやってきたということでもございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長がこのことについて予算化したということはね、恐らく行政経験のある村長だったら、こんなことをやらないんですよ。これもう予算化したということ、ここに載せたということ。これはここに載せただけの予算というものは、もうこれはこれに使うんだということ、固定化したんですよ。これ本来ならばですよ、予算化するまでは方部別、地域座談会などを通じてよく住民の意見を聞いたり、いろいろな角度からその手を打って、これで異存はないんだ、これで全部計画は終わったんだという形になって初めて予算化するの、村長の予算執行の大きな責任なんですよ。これどうします、これが話し合いがつかなくて長引くとしたらば。その分までこの予算はずるずる引きずらなくちゃならないんですよ、このまま。これ予算化しなかったらば、この予算はそれまでの間、何かに使われているんです。それをやらずしてですね、話し合いもしない、何もしない、住民の了解もとらない、そういう状況の中でこれが予算化されて、その予算がこの議会を通ればいいです。通らないで否決されたとしたらば、そこに全く使い道のない不要な予算をつくってしまうんじゃないですか。これはもう予算執行上からいったら、こんな予算執行はゼロですよ、村長、これ。この責任を明らかにしてくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算の上げ方は、お説のとおりのところもありますが、予算というのはあらかじめ算段することでありまして。したがって、年度は1年という今の単年度予算の中に、やっぱりこの目的が明らかで、かつ用地が了解を得られて。そうしますと、やっぱり一番は地元の説明と申しますか、この放射能の実態をどう説明して、そしてご同意をいただくかと、これをしなければ除染が進みませんので、そういったことで早くやりたいと私は思っております。今回のタイミングはそういうことで上げ

たと。

いろいろご懸念はあります。私ももちろん100%学者ではありませんから、説明できないところがあると思いますが、しかし今までのこのやり方、もう1年3か月たちました。あるいはいろんな意味で環境省とか、このマニュアルができております。これは素人がつくったものではありません。国の、あるいは環境省の、あるいは関係する学者、あるいは今までのことを考えてこれが最良だということのやり方が出ているわけでありまして。そういったことを念頭に置いて、そしてこの仮置き場を設置したい。しかし、まだまだ不安とか説明をしなければならんことがいっぱいあると思います。もちろん地元の説明ということは必要ですので、それは丁寧にやっていってということになりますので、今予算を上げてそれが理解をいただけるならば、直ちに工事に着手してこの除染を進めていきたい、こういうことから今回のタイミングになったわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これに決まればすぐにも村長は執行したいという、これ執行者の気持ちはわかるんですよ。だが、今の村長の発言の中でですね、私は学者ではありませんからという発言がありました。これは別に村長の言葉じりをとらえて言うんでなくてですね、私は学者ではありませんからと言うことは、もう勉強不足だということとそこで、村長の発言の中で証明されているんですよ。これが行政経験のある村長だったらばですよ、このことについては十分調査研究が必要だからという言葉で表現しなくちゃならないんです。それを私は学者じゃありません、そんなことは学者とだれも見えていませんよ、西郷村民は。村長だとは見ているけれども。それをだれも学者だと認めていないやつを、私は学者じゃありませんから、当たり前のことじゃありませんか。そういう形の中での行政執行は、うまい行政執行はできないんですよ。それだから、予算をここでもって最初から議案書に載っけて見せ物にしておいたんでは、その分だけ村民にマイナスを与えてしまうんですよ。もう予算というものは、常にこう動いていなくちゃならない。常に動いて村民のための仕事が行われていなくちゃならないんですよ。それをここで決まろうと決まるまいと村長にここで伺うんですが。これは強引に執行してしまうというお気持ちなんですか。どうするのか。（不規則発言あり）この放射性廃棄物の置き場をつくるがために、まずは廃棄物を置くがために、すぐにもこれを執行するんだということなんですかということを知っているんですよ、話し合いもつかないうちに。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算を上げたからすぐ執行するというか、現地に入るということより先に説明会をして、そしてご理解を得ながらやっていくという姿勢は前と同じでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも話がわからないな、これは。もう私が言いたいことはですよ、予算化したということは、予算を寝かせてしまうんだから。それから寝かせて

しまうような予算執行は、執行者としてこれゼロなんですよ。それだから、もしここに予算化したということになったら何でも構わないと、もう説明会なら説明会を अच्छこっちやって、それで反対であろうと賛成であろうとやっちまうんだという、そういうお気持ちなんですかということをお聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算が上がったからすぐやるということではなく、説明会をしてご理解を得ながらやっていくということですので、そこはご理解ください。予算を議決したら、翌日から現地へ入るという言い方ですか。（不規則発言あり）ご理解を得るためには努力をもちろんしますし、なかなかご理解を得られないということも今までの中で経験があります。もちろん個人個人の理解の度合いも違いますので、丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） いまいち聞いている限りにおいては、まだ村長の言っていることがつかめないんですが。私がここでお聞きしたいことは、何か行政区長さんのところへは座談会の通知が出ていますよね、22日と25日ですか。そうすると、恐らくそれが終わったら、その中で反対であろうと賛成であろうと、すぐ強引にその仕事に取りかかっちゃうのかということ、それを聞いているんですよ。村長がこれを強引に、一応説明だけはすると、そのステップは踏むと。それでもう反対であろうが賛成であろうがそんなことは関係ないんだと、おれはあくまでも目的に向かって執行していくんだという、その姿勢なのかどうなんだということです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 話を誘導しているみたいですが、違います。これまで別な地区も説明会をやっているんですよ、何回も。その中身はよくわかります。やはり一人一人の思いと理解の程度が違いますので、それはわかっているようにということをやっぱり繰り返す必要があります。22日と25日は予定をもちろん今して、私も行くつもりです。しかし、1回でご理解いただけるかどうかはなかなかわかりません。そのためには何回もやっていく、そういう気持ちであります。強引にというのは、どういう意味なのかよくわかりませんが、何かどこかで線を切ってどこか突っ走るという意味ですか。（不規則発言あり）いや、それはやっぱり丁寧にと、もちろん何回もやっていって、もちろん私らが言うことよりもまた別の情報を得たりしてご理解が進むでしょうし、かつ、それがやっぱりやる途中において放射能の講演会ですかね、去年も何回もやりましたが、そういったことも必要だろうと、理解を得る、そういうふうにも思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それを村長が強引にやってしまうのか、やっぱりしないのかということをお聞かせはね、こちらにもその対策があるんです。私たちは何といたって環境保全、これを守らなくちゃならないでしょう。水質保全、これを守らなくちゃならないでしょう。そういう角度から、我々はこの環境は絶対に汚したくないと

いうその信念は強いんですよ。その信念は強いだけに、村長が強引にこれをやるんだと言うならば、こちらもこれは防がなくてはなりませんから。恐らく今、きょうも来るときに、もう村長がきょうはやるといようなことを言ったならば、早速、もうここ一両日中に裁判所において執行停止の仮処分の申請をやろうかといようなことを今、きょうも来ながら考えながら来たんですよ。それが今、村長の話の中では、あくまでも話し合いをしていくんだということで、いいですね、それは。話し合いをしてやっていくんだということで。(不規則発言あり) それでしたら、22日と25日ですか、今度座談会を計画して、区長さんから回っているわけですが。

そうしたら、同じ水系である地域は広いんですよ。稗返、黒川、赤坂だけじゃないんですよ。大清水地域もその水系に入っているんです。大平地区もその水系に入っているんです。それから原中、下・上両新田もその水系に入っているんですよ。これはもう水が足りないということになれば、当然黒川の水を入れなくちゃならないんですよ。表郷のほうまで行っているんですからね。それで今までにも、経過を説明すればですね、村長はあそこ表郷のほうを歩いて知っているとわかるんですが、消防署のある通りの、あの道路を真っ直ぐ通っているところありますね。あの辺まで黒森ダムの水は行っているんです。それで、向こうが水不足を生じると、黒森でもって水を流してくれないかということで、何回か来たことがあるんですよ。ですから、黒森用水の水は大清水地域を通過して白坂の池にたまって、それが皮籠に行き、皮籠からあの実業のわきをずっと通って、そして表郷のほうに行くんですよ。それで、この前もあそこから出ておる市議員でしたか、ちょっと名前は忘れましたが、その方が黒森ダムにいられてその説明をして、そうしたら、いや、きょうは私もここまで来てよかったと、今までこんな形でこの水が流れているということは知らなかったんだと。それだから、全面的にうちのほうも協力しますから、この黒森水系を守っていただきたいということをよく言っていました。

それで、一番おかしいのはですよ、この前も協議会の際に申し上げましたように、あの那須甲子横断道路にですね、もうあらゆる場所、場所に、ごみは家に持ち帰りましょうという札がずっと立っているじゃないですか。そのごみは家に持ち帰りましょうという、立っている札の足元に行政がごみを持っていくなんていうことは、これはどうあっても絶対に許されるはずはありませんよ、これは。これはこの話聞いて、もう那須町も怒ってますよ、正直なところ申すと。西郷さんでやれるならやってみたらいいでしょうと。私のほうは私のほうで、それなりの措置をとりますというのが今、那須町の態度なんです。じゃ、そういう状況の中で、我々は何と云って那須町とはけんかはしたくないですよ。いつも那須町とは笑顔をもって、そしてともにやっていくようなことを考えなかったらですね、これ西郷にとってはかなり損をすることが出てくるんです。それで、よく言われるじゃないですか、村長聞いたことあるか聞いたことないかわからないけれども。白河市とは合併していなくて、西郷と那須町と下郷は、これ3町村が合併したいという話は、よく那須町でも言っていますし下郷でも言っています。みんなそれぞれ言っているんだ。

そういう状況の中です、ああいう一番この辺で那須温泉、甲子温泉の間というものは、たった一つの大きな観光地じゃないですか。これ観光地というのは、村長行ったことないからわからないと思うんですけども、日曜祭日になんか行ってごらん下さい、あの道路、あそこの周辺。もう大変な観光客が来ているんですよ。これはなぜかといったら、あ的那須山のきれいな空気を吸いたい、きれいなことを見たい、そしてここでゆっくり気晴らしをしたいという、その思いでどんどん行っているんですよ。そこにこういう目に見えない光を発するような、放射線を発するようなごみをここに置いてですね、これ置くのは構わないですよ、置くのは構わないのだが、村長がどこまでそれを責任持つかということなんですよ。これはこの前、8・27のあの水の災害を受けたでしょう。それから、昨年も羽太の水の災害を受けて山が崩れたでしょう。ああいうことが起きるんです。これは大雨が降れば、いつあの山が沢にどたどたと崩れるかわからないんですよ。そのときに、これは全く大丈夫なんだ、安全なんだと言って、もしそういうことが起きたらこれは想定外ですなんて、これ、それで決められちゃうんですか。村長、その辺の責任の所在を明らかにしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 内容がずっと長かったので、今の答えは責任をとるだけのあれなんです。質問は、その最初、環境のやつはよくわかります。ただ、ごみを投げているのと今回の仮置き場、言っていることはよくわかるんですが、放射性廃棄物の仮置き場と甲子有料道路のごみの話は、まあ似てなくもないですけどもね。ただ、環境をよくしようということはそのとおりでありますので。それから、水質を守ろう、それもそのとおりで理解しますし、私も同じ考えです。では、この放射性廃棄物をどのように今回置けるのかということが大きなテーマであります。そのためにはどういった配慮をして、安全を保ってこの仮置き場を利用して、そして村内の除染を進めるかというテーマで今お話をしております。もちろんご懸念の部分はいっぱいありますよ。私も同じく思っております。しかし、先ほど学者ではないという話を申し上げたのは、そうではなくてもやはり今までのガイドブックとか特措法に書いてあるこのマニュアル、4つ項目ありますね。この前、全員協議会でもこの置く前のサンドイッチの仕方を図面でお示しをいたしました。あれはやっぱり水、浸出といいますかね、漏れ出すことがないようにという力点で書いてあります。そのためにということで、1つはやっぱり袋、どういったことをやる、どういったことであれば議員のご懸念の部分が理解してもらえるのかということが、多分力点といいますか、大きなことになるだろうと思います。

今回、この前、全員協議会のほうは少し小さいやつをお見せしましたが、水が流れないというレトルトのような考え方のものがまず内側にあります。外側にも破れない強度があるものということで、1つはトン袋といいますか、袋に詰めるわけです。要するにこれは持ち出しできるようにということを念頭に置いて。それを頭に置いて遮蔽をして、遮水シートを置いてこれを並べて、さらに土をかぶせる。それによってほかの放射性が出ることを遮断する。さらに、今言われた大雨のとき、想定外で崩れた

らどうするんだという話がありましたね。そういうことについても、この遮水シートをもって覆って、雨がこの中に入っていない、あるいは水が集まらない、その水がスムーズに外に行くという、そういったことがこの前の説明の中に書いてあったとおりで。そういう安全策というのも、いろいろこれまで研究してやってきたもので一番嚴重な仕方を選択するつもりですが、この前、議員の皆様におかれましては、梁川町等に行って、仮置き場のないところについてはまだまだ袋が野積みしてあったり、なかなかこの土地としては容易でない状況があったというふうに聞いておりますが、私はやっぱりある程度距離、あるいは広さ、あるいはそういったことと今の浸出の防止策といったものを現状すれば問題ないというふうに思っておりますので、その部分をよくご説明申し上げたいという状況にあるわけでありまして、それは大丈夫だというふうに思っているわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何か、村長は私の言っていることをわからないんですよ。言っていることはね、今あの放射性廃棄物を置こうとしている場所はですよ、黒川のゼロ地点なんです、あの辺は。そのゼロ地点からわずかしか離れていないんです。それで、沢一つ境で、沢の向かい側はどうぶつ王国があったりスキー場があったりしているんじゃないですか。その沢の北側のほうが今計画している、廃棄物の置き場にしようとしているんでしょう。それが8・27のような大雨、例えば地震で言ったら3・11のような地震が起きたとかしてその土が緩んだ。そこに大雨が降れば、そんな袋に入れたやつを何ぼ積んでおいたといったって、この自然災害によって黒川にどさっと流れて黒川からそいつが流れてきたとしたらば、これは真名子のあの産業廃棄物の置き場ですらあれだけの問題を起こしているんじゃないですか。あれには放射性の廃棄物なんてありませんよ。それですらも母なる川を守りましょうということで、あの真名子川の廃棄物はもうだめになったんじゃないですか。じゃ、それよりももっと有毒のある、これ有毒だ、人間の命を奪うものなんですから、置けばあそこから人間の命を奪うような光が目に見えない形の中で出てくる。それが災害によって黒川を流れてきてですね、ずっと那珂川、あっちまで流していくんだとしたらば、今度は川の中をも汚染してしまうことになるんですよ。そのときに村長行って、ザルカゴ持って行ってかきますか。その責任の所在を村長に明らかにしなさいということを行っているんでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご懸念の話はよくわかっているつもりです。要するに黒川に流れ込むということをどう防止するかということです。今回のやり方は、この前図面で説明したとおり、この一番嚴重な方法をとるということです。それも持っていき方、あるいは3年後に持って出し方、あそこから持ち出しますので、中間貯蔵施設へ持っていくわけです。その一番いい方法ということで今考えているわけです。お話しのように、では天が落ちてくる、あるいは3・11の再来、あるいは8・27の再来、これはないとは言えません。私もゼロとは言えませんが、しかし、あの平場といいますか、

現地を見てそれほどの大規模亀裂といったものについては、この可能性は相当低い、少ないというふうに見て私は申し上げているところでございます。よろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも言っていることが、村長はわからないんですね。私が言っていることはですよ、普通の真名子の廃棄物のようなものだったら、そういう災害が起きて川に流れ込んだとしても、半年や1年過ぎればもう何もなくなっちゃうんですよ。ところが、この放射性廃棄物は3年、5年でなくなるものではないんです。それを永久的にあの川を汚染してしまったとしたらですよ、これはこれから生まれてくる者、これから生きようとする者に対して申しわけないということを感じないですか、村長は。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることはよくわかっていると思います、それは。それをどう防ぐかという対応策を今話している。懸念だけ言っているのは、私も全く同じですよ、議員と。どうしようかなといつも思っています。しかし、よく考えて、では今そういったものにさらされているところを、より少なくするためにはという手段が今の話をしているわけです。その手段の中において、ではそれが漏れ出すことをどうするんだと今議員は言っているわけです。ですから、漏れ出す方法をそういうことでとめると。しかし、とめる方法はわかったんだけど、ではそれを上回る天災地変があるのではないかと今言っていますよね。それは懸念は私も持っていますが、しかし、あの場所においては崖とか傾斜とか言えば、それほどいいですか、再来に遭っても浸出は食い止めることができるということの方法論、やり方は言っているというふうに思っていますので、それはご懸念はありますが、大丈夫であると私は思っているわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その対応策を考えているんだと言うけれども、これには対応策はないんですよ、対応策は、だれが考えたって。ないということは、この前も何回も私は申し上げているように、今原発の爆発したあの原子炉、あそここのところに対して原発がつくられるというときに、私は原発反対運動の先頭に立ってやっておったんですよ。それで、そのときに実際に原発は危ないんだ、危ないんだということを適当なことを言っているが、原発は危ないんだか危なくないんだかちょっと見てみるということがあったから、よし、それじゃ行って見てみようということで行ったんですよ。そして、爆発したあの原子炉の上に上がって、私はあのときに行ったんですよ。あの上の上に上がってずっと周りをみんな計器がいっぱいそろっていて、そこに職員がずっと周りに座っていて、そしてその計器を調整しているんですよ。その真ん中におれたちが立たされて、ロープがこう回っていました。このロープから中には入らないでくださいと。そのときに私は、原子炉はどこにあるんですかと言ったら、原発で何と言いましたか、今皆さんが立っている足の下が原子炉になっていますよという。それを見たときにですね、東電では何と言いましたか。地球がぶち壊れたって、この原子

炉は壊れませんよと言ったんじゃないですか。それを今回の地震でもってあれだけに壊されてしまった。そうしたら、今何と言っているんです、それについて。これは想定外でございます。こんなことで人間をばかにすることができるんですか、これは。それを言っているんですよ。

いかに村長があそこに放射性の危険な廃棄物を置いて、こういう袋に入れてこういうふうにしていけば水も通さない、絶対に大丈夫だということを村長はここで言っているんですが、その大丈夫なところが地震や長雨によってあの黒川に流されたんでは、川を汚染してしまうのではないかということを私は言っているんだ。その責任はだれがとると言たって、だれもとりようがないんじゃない、村長、とれるんですか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村長が責任をとるということも当然であります。これ言ったとおり、東電も国もみんな責任とります。しょうがないです、これは。要するに起きなければよかったというのは、私も議員と同じです。ただ、反対運動はしたかどうかわかりませんが、しかし、ではどうするかという段階に今差しかかっています。議員が言われるようなことになると、では水は雨が降ったところはどこでも流れていきますので、それを今のことでかぶせますと、今のやり方は多分全部できなくなります。要するに除染の仕方がなかなか前に進まなくなります。それをどうするかということで、今考えてここまで来たわけでありまして。水は本当におっしゃるとおり、雨が降って低いところに行きますので、水系は言われたとおりですが、本当に一回降りますと下流にどこでも行きますよね。それ一回蒸発して、また雨に依じてくれば拡散していく、言ったとおりです。でも、それを考えた上で、ではどういうふうはこの半減期が長い、これから本当に苦しむ期間が長くなりますが、それを軽減するためにはやっぱりまとめて、あるいは濃縮するか、あるいは仮置き場に置くか、あるいは中間貯蔵施設から最終処分までどうするかという道筋を明らかにしなければ、やっぱり行動は起こせませんし、さっき予算を上げたことについても執行できなくなります。もっといい方法があればいいんですが、なかなか今のところではこの部分しか実はないわけでありまして。

もちろん、やっているうちにもっといい方法が見つければ直ちにそっちに行きますが、しかし、今の段階ではそれが最良だろうということで、この放射能特別委員会も早く仮置き場を探せという話で来ましたよね。ですから、私も同じ考えです、今のところは。ただ、もう少しいい方法があるならば、そっちはもっと研究しますが、やっぱり仮置き場は探さなければなりません。ただ、私もいろんなご懸念が出てくるのは当然だと思っています。議員言っているのも、それは当然ある方の代弁というふうになりますのでそれは理解しますが、ではそれだけでいいのかというふうになると私も困るわけです。やっぱり村民というか、今の全体の意見というのはどういった方向でやるかといえば、除染してくれと必ずありますので。では、除染したときにはといった場合には、仮置き場ができない場合はということは、要するに前に出ましたね、自分の屋敷に置くしかない。でも、自分の屋敷に置けない場合はどうするんですか

といった場合に、やっぱりいろいろ問題が出てきますので、こういった方法しかないというのが今のことでありますので。では、その際に、どう今の懸念される浸出、流れ出し、あるいは地震、そういったものに対応するかというふうになりますので、今回のマニュアルについている1番、がっちりしたもの、さらにはモニタリングポストをつくるとか、監視を強めるとか、いろんな見回りをするとか、あるいは計測した部分をお知らせするとかというふうにやっぱりしていくというのが、一番今のところはいいのかなというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも村長のお話は、何かとんでもないようなことばかり言って基本的なものには当たらないんですよ。これは人間というものはね、土の中にいるミミズだって心配しているんですよ、私はこの土食っちゃったら何を食うかということ。そういうふうに関心はみんなあるんですよ。だが、村長は今、仮置き場を安全につくるんだなんていうことを言ったと云って、これは信用できないんですよ。今あれ国でやっているんじゃないですか、原子炉をとめておくやつを今度は運転するかしないかなんて盛んに、もうきょうあたり出すんじゃないですか。あれを見たときにですね、動かせば必ず、1分間動かせば1分間の危険を生ずるんですよ。一番安全なのは動かさないということ。それより安全なのは、あの原子炉を全部廃止して土の中に埋めちゃうの、これが一番安全なんですよ。その安全からいって、今村長は、行政も責任とるし国も責任とる、県も責任とるなんていうことを言っているんですけど、全然責任とってないじゃないですか、この問題起きたらば。責任とるがために何を言ったかといったら、これは想定外でございましてと言った、それが国の責任とったことなんだなんて言っている。そんなことは責任とったことにはならないんですよ。それだから、そういうことになってしまうから、仮置き場なんてつくらないで置かないことが一番安全なんですよ。それだから置くべきじゃないということを私は言っているんですよ。だから、よくもっと考えてほしいと思いますが。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっと村長、待ってください。議事進行の発言を求められています。15番佐藤富男君

○15番（佐藤富男君） 議事進行についてちょっとお話ししたいと思います。

ただいま室井議員の質問に対しまして、村長が大変なことを発言されました。それは、村長が仮置き場の諸問題が起きたときには、事故があったときは、村長が責任をとるといふ発言をされました。これは私はちょっといささか軽率な発言じゃないかなと思います。といいますのも、村長が責任をとるといふことは、村民が責任をとることなんですね。村長個人の財産をはたいて責任とるわけじゃないと思うんです。村長がもしつくって、3年、5年後に新しい村長ができた。前の村長が責任とるんだから、現村長とりなさいと。もし村長が責任とるのであれば、きちんと条例化をして規則をつくって、そこで村長は責任とりますということを残しておくのなら、これは村長の発言は残る。だけれども、ここで簡単に私は村長が責任とることはないと思うし、

当然責任をとるのは国であり東電なんです。このことを明確に村長は、私は発言を取り消ししていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、今の発言に対して取り消しというのは意思はあるんですか。（不規則発言あり）いずれにしても、議事進行については議長に尋ねられているものですから、議運委員長、すみません。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時45分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時47分）

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君の議事進行について協議をいたしましたが、村長から説明をしたいというふうな申し出がございますので、これも認めたいと思います。村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 今の発言で、責任を取り消すかどうかという、1つから言うと、なかなか取り消しはできない部分があります。1つは、責任はそもそも東電、それから国、これはもちろん理解しています。しかし、この大要ありますね。除染のための予算を上げたり、あるいはこれも国の金を使ったりしてやる、そして議会にかける、議会にかけて同意をとる、予算が成立する、したもののについては、さっき言ったとおり説明をする、説明したものを執行するとなれば、これはやっぱり国家の要するに国費を使う、あるいは制度を使う、それから地方自治の予算の提出をするといった責任があるわけです。もちろん、今度は契約をした場合は村長名でやりますので。そうすれば、そのときに、あのときは村長は全然やったことは何もないということは発生しない、この中においては。

ただ、第一義にやっぱり責任は東電があったり、あるいはこれを認めてきた、認めたといいか、容認してきたというべきなのか、資源エネルギー庁とか、あるいは経済産業省とか、あるいは内閣の問題とか、いろいろ責任はあります。それはその部局において皆さんが責任を感じてやるべきです。ただ、最終的にはということになりますと、やっぱり具体的に予算を上げたり執行したりということになりますと、さっき説明しましたね、私はこういった方向でやりますと言ったことは、これ実は村長が決裁したり、あるいは契約したりしてやることです。ですから、その責任においてはあつたわけです。ぜひご理解いただきたい。そういう意味で申し上げている。私は国会議員のことも言えないし、あるいはやれるのは地方自治法の市町村の仕事ということですので、それはそういうふうになっているわけです、仕組みが。よろしいでしょうか。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 今の村長のご発言をお聞きしますと、村長個人的ならいいんです。しかし、予算を提案して、このことを議会に予算を認めてもらう。それを認めた

議会はどうなんですか。村長と同じ同罪じゃないですか。なってきます。なります。しかし、今回の仮置き場の問題については、環境省、国の指示に従って、県の指示に従ってやったことではないんですか。このことを村が単独でやったとなるなら、この予算は通しません。我々は責任負えませんから、これ。もちろん村長から具体的に、先ほどの何か遮蔽しますとか、袋の問題についても議会に何らお示しもしていなかったし、何の説明もしていないし、議会にですね、そして地元相談しないでこれやってきたことですから、非常に私は不満だ。だから、私は、議会と村長がこういう中でこの除染の問題を進めることは、村民にとっても不幸なことなんです。だから、これ一般質問の時間ですけども、議長においてね、これ非常に後々歴史的に難しい大変な問題になる可能性もありますから、この問題について全員協議会に移していただいて、この村長の発言について議会としても認めるかどうかについても、よくお話ししていったほうがいいのではないかなと思いますので、議長において議員にお諮り願いたいと思います

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時52分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より議事進行についての発言がございましたが、これはこれでいきますけれども、その前に、現在一般質問の途中であります16番室井清男君よりあえて発言を求められておりますので、この発言を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は、人間の責任というものをどういうものであるかということ、これは常にやっぱり考えておかなきゃならないんですよ。私は、もう以前から責任というものはね、村長知ってますか、「任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注してこれ一切の手段を尽くし、常に備え厳に警めざるべからず」というのが、これが責任訓なんです。この基本を分解すれば、責任というものは全部にあるわけでない、行政にあるわけでない。責任というものは、それを発している自分にその責任というものがあるんですからね。今一般質問の中でお話ししようと思ったんだけど、恐らくこれが幾ら村長がここで責任をとると言たって、置くのは3年間なんでしょう。果たして3年間たって持っていくか持っていくかわからないけれども。それを持っていかなかったとしたら、村長の任期はいつまでなんですか。任期切れちゃったら、私は終わったんだから責任はありません、後は勝手にやってくれと。行政の継続性はあってもですね、行政の継続性なんていうのは、あとの村長が出てきたらやるかやらないかは、これは村長の考えることなんです。そうしたら、佐藤正博村長としてこの責任を果たすというならば、この次もまだ村長をやるんだということを言わなくちゃならないですよ。どうなんですか、これ

は。(不規則発言あり)

- 議長(鈴木宏始君) 16番の発言は、とりあえずここでいいですね。(不規則発言あり) 15番佐藤富男君より全員協議会の希望がございましたので、ただいまから午前11時30分まで休議とし、その中で全員協議会を開催したいと思います。

◎休憩の宣告

- 議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします

(午前10時56分)

◎再開の宣告

- 議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時30分)

- 議長(鈴木宏始君) ただいま16番室井清男君の一般質問の途中ですが、これを続行いたします。(不規則発言あり)ただいま25分の休議の中で全員協議会を開催しまして、15番佐藤富男君から発言ありました「責任」問題について全員協議会を開催し、検討いたしました。まだ結論には至っておりませんが、一般質問を続行すべしということで、この後、文書等で村長のご返答をいただくというふうなとりあえずの形で一般質問を続行いたしますので、よろしくお願いたします。16番室井清男君。

- 16番(室井清男君) 新たに質問いたします。先ほど来の私の質問の中で、そこに廃棄はですよ、今除染した廃棄物をあそこに置いたならば、これは当然3年間で撤去しますとは言っているが、永久的な置き場になってしまうのではないかと。そうすれば永久的な置き場になってしまえばですね、なおさら危険がふえていくんですよ。ということは、きのうきょうの問題だったらば、これ天候もこんなふうだから問題は起きませんが、長くなれば長くなるほどその間には必ず災害が起きるんですよ。その災害が起きたときに、山崩れとか地滑りとかそういうものを起こして、当然置いたものまで黒川に流し込んでしまうんです。そうした場合には、黒川はずっと汚染されてしまうんです。

今、あの黒川の漁業だって林さんで2カ所、それからその下に行って伊王野のちょっと下へ行くというと、今度は別の業者がまた漁業をやっているんです。その漁業にも大きな影響、恐らくそんなことがあったらば、その漁業はだめでしょう。そうしたら今現在どうかといたら、先ほども申し上げましたように、今あの場所には観光地としてどうぶつ王国という子どもたちの遊び場があります。その上に行けばスキー場もあるんです。こいつはこの前、協議会のときも申し上げましたように、どうぶつ王国でもあそこの観光地は守りたい、あそこを観光地として発展させたいということで、那須町であの周辺にその置き場をつくらうかとしたときに、ここは観光地で守らなくちゃならないからということで那須町のあそこの住民から反対されて、結局、那須町でもあそこは置くということは断念したわけなんです。それだから、あのスキー場のほうの支配人が言っていました。ここにそういうものがつくられたとするならば、ごみ置き場にはお客さんは来るはずないのだから、この会社はどこかに撤退しますということをはっきり言っていましたよ。それから、どうぶつ王国のほうの支配人は、那

須町で置きたいんだということに対して、おれたちはここは観光地だからと言って反対して置かせなくしたんだから、幾ら西郷さんで来られたからといって、おれはそこを置くのは結構ですということは絶対に言えない、あくまでもどうぶつ王国としても反対ですよと言っているんですよ。それで、あの黒川沿川の各集落はみんな反対なんですよ。

私は、あそこの豊原の代表にも会って聞きました。それから、綱子の代表にも会って聞きました。もう豊原でなんかは、もうここら辺にはそういうものは絶対置かせないと。それで今、那須町でも困っているんじゃないですか。ごみ焼き場のところに集めて置いたやつを。もう期間が来たからそこから移さなくちゃならない。どこに移すか。あの矢の目ダムのところ、何か話に聞いたら50町歩ぐらいの町有地があるからそこを置くかと。これもあの周辺の住民が反対して、そんなものはここに置いてもらったんでは困りますよということをはっきり言ってましたよ。それだから、西郷でもってあそこにそういうものをつくってですね、どうします。漁業関係もだめにしてしまう、あそこの観光地としての子どもたちの遊園地もだめにしてしまう、スキー場もだめにしてしまうとしたら、これはもう当然風評被害にそれは当たるんでしょがね。だめにしたときに、西郷村ではわかりませんなんていうことが言えますか。これは国だって東電だってその補償はしなくてはなりません、今この問題が起きていて補償したやつは大体何パーセントぐらいありますか。補償されたのはわずかでしょう。

だから村長の、この前あれは何の補償金だ、何だかの補償金、30万の3万か、それをくれるというときには、村長、おれはそんな金要らないと言ったらもらえなくなっちゃうから、それでいいですよと言ってきたんだ。これで西郷村民全部にその損を与えておくということは、どれくらい損してますか、これわかっています。あれはあのときにもっと西郷が突っ張って、それに賛成する町村と一緒に立ち上がって要求したら、あれだって取れたんですよ。それじゃ、そういうことがあるんだから、村長の考え方一つでは損をするも得するもはっきりあらわれてくるんですよ。それだから、そういう責任の所在を明確にしてくださいとさっきそれ言ったんです。村長は、これからもずっと村長をやるんだと言うんだったら、信頼することもできます。ところが、選挙という洗礼のときに村長が外されたとしたら、次の村長は、私はそんな約束していませんからやりません、幾ら行政の継続性というものが法律で示されていたって、次期村長の執行者がやるかやらないかのその問題なんです。じゃ、その責任は村長にとれと言ったって、村長とりようがないですよ、実際のところ。それだから、潔くそういう責任は私はとれませんと、それだから皆さんの言うことはよく聞きますから、皆さんでもってよくやってくださいという答弁が何でできないんですか。それ取り合ってください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご懸念の話はよくわかります、私も。本当に例えば風評でもあっても、会社がつぶれたとか、あるいは個人的に生活が激変したとかということになれば、これは本当にどこが責任とるかわかりませんね。しかし、今どのようにこの放射

能から健康を守って、そして将来につなげていくかという話をしているわけです。起きちゃったものを、じゃ起こさないようにしてくれという話は、もちろん予測ですからこれからのことはいいんですが、今あることをどうしようかということで、実はこの予算も、それからご質問の趣旨もあるわけです。それで、それをどうガードしていくかということをやっぱり仮置き of 仕組みを説明、足りないと言っていましたけれども、もちろんこれから地元も説明をちゃんと申し上げます。それでやってこれは大事だと言うのであれば、今のホットスポットとか子どものところとか、やっぱり健康被害を軽減、あるいは除去できるだろうという見込みでこれを言っているわけです。

それで、1つはその説明がご理解をいただいて、即座に早くやってよかったよかったとなるのか、あるいは今言われたように、もう既に議員は豊原へ行ったらどうのこうのという今お話ありましたね。要するにだめだと。だめだというよりわからないということだろうと思いますね。それが本当にいい方法なのかどうかという説明は、よく申し上げたいということでさっき言ったわけですが、まず、しかし、あらかじめ算するということで、こういうことをやるので予算をとやって執行してくださいと言ったときに、今の説明をしてやるという二重になりますので、ぜひそういったほうにいきたいと思っています。ただ、言われたとおり、いろんな心配がありますので、それは本当によく調べて説明しなければならないというふうに思っております。ただ、学説いっぱいありますので、それを本当にどこに基準を置くべきかというのはなかなか大変だと思いますけれども、しかし、やっぱり我々はこの村の研究機関、あるいは県の研究機関よりも、国家を挙げてといった部分がやっているところは信じていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはどなたが考えても、そういう関係の責任を持ってこうやりますということは、そのことについてはないですよ。責任持って解決できるなんていう問題はないんですよ。ただ、今私が主張していることはですね、いいですか、あの真名子川もこれは汚しちゃだめなんだということですから、母なる川を汚さないんだ、守っていくんだということであの産廃が廃止されたでしょう。だから今、きれいな水が流れているでしょう。黒川もそうなんです。黒川もあのゼロ地点からずっと下流に行くまでには、水がきれいだから漁業があるんです。漁業組合でもやっているんですよ。これ水がきれいだからです。その水のきれいなことを守るのが水質を守る、環境を守る、すべてをやっぱり守らなくちゃならないですよ。

それだから、今の村長のやれることとしたらですよ、これだけのこの問題をぶち散らかしたのは東電ですよ。東電があんなものをつくって、こんなことになったからこういう問題が起きているんですよ。それだから、まず村長のやれることはですね、東電に言って、東電でぶっ散らかしたごみなんだから、東電が責任を持って拾い集めてくださいと。そして集めたやつを、あの東電の場所にはもう永久的に人間が住めるような場所ではないんです、あそこは、もう永久的に。そうしたらば、西郷村でもって集めたそのごみは、東電のあの場所へ持って行って捨てるというような、そういう交

渉ができないんですか。そういう交渉をやってですね、そして西郷村でもってどんどん除染したやつをダンプに積んで、あそこまで持って行ってやればいい。今、3・11のあの瓦れきを東京のほうまで持って行って処理しているんじゃないですか、あの大型に積み込んで。そうしたら、この辺の除染したごみをあの東電の場所に持って行って捨てるぐらい、どうってことないでしょう。そういう交渉をするんだったら、これ責任を持って交渉できるんですよ。だから、その辺はどうなんだということを、そいつを説明してくださいよ。できなけりゃできないでいいですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話しの議論は最初にありましたね。私たちは何も自分でそんなことをやれる技術もないし、そんなのは国と東電にやってもらいたい。最初からそう言っています。しかし、だんだん時間がたってきますと、もう皆さんは待ってくれません。待てないですね。ましてや1年3か月たっちゃって。そのやり方たるや、この予算も確保できないとか、あるいは人がいないとかいろいろ言っています。そこで業を煮やして、それなら我々がやるから、我々のやり方でちゃんとお金を出しなさいという方向にだんだん転換してきました。

そこで、結局、本当に高レベルのところは、20ミリシーベルト以上は国がやるとまだ言っていますね。しかし、飯館とか何かは仮置き場がまだ決まっています。どこがやったのが一番早いのか、あるいはだれの声を聞いてやるのが一番いいのかということに、実はだんだん話が変わってきました。言われたとおり、私たち何もしなくて3月11日以前のもので戻してくれれば何の問題もないんですけれども、多分できませんね。できなくて時間がたってしまった。時間がたってしまったことをどう取り返すのかということが今のポイントです。そうしますと、やっぱりできるところから早くやろうということになってきます。それで今のところへ来ましたが、議員のお話は、水って本当に大切です。しかし、水の大切さが全部としますと、今の仮置き場の施設は実は言っていることは全部に同じ、共通ですね。雨のものと、それから地震と大水害が起きた場合は、多分ひとたまりもありません、言ったとおりになります。しかし、それをしない、それが理由でどこにつくっても水は流れてどこの川にも入る、どこで影響あると考えた場合は、多分、きのうテレビでやっていましたね。アメリカだかどこかに流れたものが返ってきたという話が1つ。そういうふうにはやっぱり動いていきますので、水はどこへでも行くんだと思います。

では、それをもって仮置き場も設置できない、除染したものも多分置けない。それをもっと突き詰めていきますと、極論すれば、では家庭の中のものも自分のうちの庭先に置いても、人のうちにいつかは行くのではないかという懸念が出てきます。どこで線を引くかですね。ですから、やっぱりその部分をちゃんと研究してきた今の除染マニュアルありますね、もう1年、ちゃんをつくったもの。そういったものに頼ってやるというのが一番いいのではないかと思っています、私は。ただ、これがやっぱり信用できないからだめだと言われれば、それも話ですが、でも、やらなくていいのかということで対立した場合は、なかなか先に行きませんね。今、一歩出たのが今の仮

置き場の話でありますので、ぜひご理解と、わからない部分もご指導賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 実際のところ、村長が今ここでもって、この放射能関係でもって何を申し上げようとどう申し上げようと、我々はそれを信頼して聞くことができないんですよ。そのできないということは、国、原発がその責任の所在を明らかにしていないんですよ。西郷に、ここへ2回か3回来られたことがあったけれども、あれはこっちから来いと言って呼んだから来たにしかすぎないんです。そうしたら、この除染問題でどうしますかということを、国なり原発のほうから誠意を持って西郷に足運んだことがありますか、これ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県の人も国の人も東電の人も来ております。もちろん議会にもここに来ましたね。しかし、あれは形です。実際どのように今の具体論が詰められているのかということがやっぱり大事でありますので、今の責任は言っているとおりで、そのとおり私もそう思っています。ただ、時間は待ってられない部分がありますから、その部分をどうするかということになりますと、やっぱり私たちが一歩出なきゃならんというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この除染問題について、これはできることとできないこととあるんですが、でも、もうこれ以上全部、もう手をつけようがないということに今なっているんですよ。もう田んぼに行っても畑に行っても、どこにでもあるんですから。ただ、これ以上その線量を上げたくないというのは、これはだれしもが持っていることです。それだけに今、先ほどから申し上げているのには、もし黒川を我々が守れなかったならば、その汚染された水が田んぼに入る。田んぼの線量を上げてしまう。そういうことになっていくんです。それだから、そんなその汚れた水をですね、我々は田んぼつくっている以上においては、これはかけたくありません、そんな水は。やっぱり田んぼつくっている以上においては、何も汚れていない線量のないきれいな水をやっぱり田んぼにかけて、よい米をつくるということしかありませんからね。

それだから、そういう趣旨に基づいて村長は行動を起こさなくちゃならないんですよ。その行動を村長がいつも起こしていないから、村民からどうしたんだ、どうしたんだと声が上がるの当然じゃないですか。だから、もっと行政が先頭に立って行動を起こして、そしてなるべくきれいな水はきれいな水で守っていきこうと、きれいな田んぼはきれいな田んぼで守っていきこうということに焦点を当ててですね、それで国なり東電との交渉を進めていく、こういうことではいかなくちゃ当然この問題は解決しませんよ。それだから、例えば西郷なら西郷でもって、これから小さい子どもたちもその放射能に汚染されている場合もあるんですから。また、私は去年6月ごろから騒いでいるんですが、子どもさんたちの健康診断をやって、そして子どもさんを抱えているお母さんたちに、あなたのところの子どもさんは健康ですよ、大丈夫ですよというそ

ういうお答えをかけてあげなさいということは、前々から言っていたでしょう。そういうことを村長は取り上げてですね、これはやらなくちゃならないです。それをやらないから、村も信用できない、県も信用できない、国も信用できない。もちろん東電は信用できませんわ。

じゃ、これを逆にですね、国や県のほうから来て、そして西郷さんの要望にはこたえますから、ひとつ話を聞かせてくださいということで誠意を持って来るなら我々も信用できるんですよ。それを全然来ないでですね、西郷は西郷でうまくやってくれるんだらうぐらいのことで、そして村長はその置き場をそっちこっちに置いて、そしてあっちへ置くとかこっちへ置くとかって。それで、その座談会にも村長は出て行っていないんじゃないですか。（不規則発言あり）いや、言っていましたよ。だれか言っていたよ。川谷の座談会に、職員は来たけれども村長は来なかったとはっきり言っていましたよ。そういう形の中でこの除染がどうしてできるんですか。これ信用しろと言うほうが間違ってますよ、我々そういうことが信用できないんですから。どうです、そういうのって。これは黒川行政区、それから大清水行政区、こういうのに影響することですから。これに村長、行く誠意があるんですか、ないんですか。恐らく村長のことだから行かないということになるんでしょう。わかっていますよ、それ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私も川谷は行っていますよ。今行かないと言われましたけれども。ただ、4回か5回やっていますので、全部には行っていません。もちろんいろんな都合があったりして。それはご理解していただきました。もちろん行けるときはどこでも行きます。そういう気持ちでいます。それからあと、一步を踏み出さないとか、一步踏み出そうとしているのが今の仮置き場です。仮置き場がだめだと言われちゃうと、なかなか次の2歩目が出てきませんね。今一番やっぱり早く仮置き場を、特別委員会でもそうでしょう、特別委員会が議会でもやっぱり仮置き場を早く探して除染を進めるべきだというスタンスにあるわけです。ですから、議員からそうだめだと言われてしまうと、さっき手を出すなということですよ。要するに何もしないほうがいいということでしょう。ちょっとそれではやっぱり足りないと思いますので。（不規則発言あり）だから、もうちょっと今の部分はやっぱり説明して、やりたいと。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が求めていることはですね、もう村長がそれまで言うのであれば、私の言いたいことをはっきり結論を申し上げれば、仮置き場をつくらない方法でもってこの除染対策を考えなさいということなんです。それに村長が努力しているかといったら、努力していないからこれは何だということでこれが出るのは当然じゃないですか。どうですか、その辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは言われることはわかりますが、仮置き場をつくらないでやる方法も多分あるかもしれませんが、今のところはやっぱりそれにかわるものはなかなか見つかりません。結局、置く場所がなければ、この前出ましたね、自分の敷地に

置くしかないとか、そういうことになるわけです。では、もっととなりますと、何か濃縮法ですね。それができればノーベル賞ものだというふうに言っていますが、今のところはなかなかそれが決定的ではありません。よって、仮置き場を探すということにしているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） もうこれは何回も何回もしゃべりたくないんだけど、村長は仮置き場、仮置き場と言うけれども、その仮置き場をつくらない、仮置き場に置かない。その裏づけは何だと言ったら、仮置き場ということで仮に置いたといったって、もうそこは永久的にそこに置きっぱなしになるのではないのかと。それを信用しろといったって、それを保証する機関はどこにあるんですか。3年の何月幾日には必ず持っていきますというようなことを保証する機関はないでしょう。国によったって東電によったといったって、適当な返事はするけれども、でも実際にそのときが来たら持っていかないとしたらこれ持っていかないでしょう。そうしたら、そこさ仮置き場でなくて永久置き場になっちゃうんです。永久置き場になれば、長年通じるからそれに災害が起きれば、それは黒川にも流れていく、阿武隈川にも流れていくということになるんですよ。これを黒川の上流に置くなんていうことだから、まだこの程度でおさまっているけれども、これやっごらんない。あの堀川ダムの上に置きますよと言ってごらんない。これは西白河郡挙げての問題になりますよ。じゃ、そういうところを考えた場合にはですね、黒川だからいいんだと、あつちは栃木県なんだと、おらほには関係ないんだという、そんな態度にしか村長、すぎないんじゃないですか。どうなんですか、それ一体。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱりご心配のことを皆さん持っていますので、それをどう説明して、それならしようがあるまいと。もちろんこれは好んで歓迎すべきものではありませんね。もちろんこれは迷惑施設です、言ってみれば。それを、では今の策として、これがいいだろうと思っているということで理解しているわけですよ、私は。ただ、それは信用できないと。本当に3年にびっちりできるかと言われると、今、大臣とか国が言っているから私はそう申し上げている。そう努力してもらう人もないし、私が言うんだから国にももちろんそうしてもらおう。それは国から言われているからそうです。ですから、それが言っても信用されないとすれば、これは万事休すですね。

（不規則発言あり）保証するとか、やっぱり国が言っていることを、そうやるという前提で口伝えに言っているという形になるわけですが、だれが保証するんだとなれば言っている国しかありませんね。それはそうしてもらおうように、私たちも要請はしていますし、ぜひともそれよりもっと前に、3年と言わず1年でも、もっと言えばさっき議員が言われたとおり、中間貯蔵施設みたいなものがもっと早くできてダイレクトに持っていったらなおいいです、私は。ただ、今の段階では、本当にそれ以上私も踏み込んで言えるだけのそういう先のもっといい話、情報を得ていませんので、今の状況で申し上げているわけでありまして。ただ、言われたとおり、もっといい方法を

探るべきだというのはそのとおりで、やっぱり考えて物申していきたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休議いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 午前中で大体終わりになるかなと思っておったんですが、何か昼を食べているうちに、午前中ずっとやってきたものを拾い出していったら、最後に残ったのは、村長がこういう問題に対しての責任の所在が明らかにされていなかったんだよ。だから、村長は、先ほど来から大分あらゆる問題に対して責任をとりますということと並べてきたんだが、その一つ一つに対するその責任の所在を村長から明らかにしていただきたいと思います。村長の責任によっては、また続行いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 責任のとり方ですね。いろいろ個人いわくの話をしきり伺いました。結局、今の制度上といいますか、国会議員が内閣を組織し、あるいは国政に対して責任があります。もちろん今言われた法制下の問題も含めて。それから、やっぱり地方制度というのも憲法に規定されていて、県、市町村ありますね。それは地方自治法の中にやるべき仕事と、それからそれを執行する責任等が書いてあります。そういうことについてやっぱり責任は、もちろん選ばれたからにはやる、やり遂げるという責任があります。個々にと申されますと、やっぱりここでの事象は、具体的には予算を編成し、そしてそれを執行するという大きな形になっていきますので、その最初から予算をつくる段階から調査をしてやるということになりますと、やっぱり1年間365日12カ月、どのようにこの単年度主義の予算を執行していくかということにおいて具体的になってくると思いますので、それらについてはご指摘ありましたとおり、よく話を聞いてやりなさいということだろうと思いますので、そのとおり一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長、責任をとるということを言っているんだけど、ただ責任をとるということを言っているだけで、これはこういう責任をとりますということは何も言っていないんですね。それだから、先ほどから申し上げましたように、あの那須甲子の間の観光について、あれを脅かすようなことがここから発生した場合には、村長はどういうふうな責任をとるかということなんです。例えば今度はそれを置いたがために、あのスキー場がどこかに行ってそれが為に撤退するといったような場合には、これをどうするのか。それから、あそこのどうぶつ王国がお客

がなくなった、倒産だということになったときには、村長はそれに対するどういう責任をとるのかですよ。あと、あの川にはずっと漁業がございます。そうすると、2か所はこの林養魚場でやっている漁業があるんです。これに対する責任は村長はどのようにとるか。それから、伊王野から先に行ったところに、黒羽の次になるんですが、そこにあそこの那珂川漁業協同組合でやっている漁業があるんです。これが脅かされた場合には、西郷村として村長としてどのような責任をとるか。これそういう責任をとる箇所がたくさん出てくるんですよ、これをやることで。やらなきゃ出てこないですから。その場合には一つ一つ、この問題についてはどうやりますということですね。そして、その責任をとる中途において村長が解散になった場合には、村長解散後はどうなるかということ、それも責任の所在として明確にしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われましたとおり、本当にそういう事態になったら大変ですね。それで、今の原子力の損害賠償について、具体的に損失補償とか風評については具体的に東京電力、それは原賠審の指針に基づいて、文部科学大臣はそれを上回ることも考えて補償しなさいというふうに言うておきまして、それが風評まで含めた直接被害、実害もありますので、それはそれで出てきます。ただ、今度はもっと健康被害とか、あるいは除染とか、そういった問題については国が環境省の予算をつけてということで、これは除染をする道を開いています。これは東電が、私たちは当然やってもらったほうが言ったとおりいいですよ。しかし、それは市町村がやったほうがいいという声もあったりして、それはそれで道が開かれているわけです。それで、結果として、では除染をやって、今具体的に出ましたね、漁業の問題とかいろいろ。それが直接的に本当に明らかである場合は、やっぱり実害とみなさなければなりません。それは実害として対象の第1位ですね、わかりやすく。今まで出荷制限とか摂取制限がかかって、あの問題は去年最初にこの問題になりました。それも最初に補償しなさいというふうになりましたね。牛乳でも何でもそうです。そういうふうには明らかなものと、それから因果関係がということで今いろいろ原賠審のことで東京電力、いろいろ弁護団がいるそうですから、それとの確執があります。

ただ、それをやっぱり具体的に生活の中でこれがそれに起因してとなれば、いろいろの問題を殊さら人に言うまでもなく直接請求しなければなりませんね、生活できませんから。そういったことでやっぱり東京電力、あるいはそれから除染の問題とか、1本2本というより何本もこれルートがあって予算措置とかがあります。それを一番いい方法ということ調べて、今この除染の方法の中で来ているわけです。ですから、私は、この除染の仕方として仮置きをつくってそこに一時保管する。そのために、今議員が言われたような問題が生じないような方法でやっていきたいということです。ただ、出た場合どうするんだと言われた場合は、これは100%ないとは言えませんね、地震とか今まで予測がありましたから。だから、それに耐え得るといいますかね、大雨でも例えばこの前言ったような雨でも耐えられるのかとか、そういったことをよく考えてやっていく必要があるだろうと思いますし、それは当然今のマニュアルの中

にはいろいろ加味されているというふうに私は思っているわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何か村長の今の答弁の中で、果たして何を言っているんだかわけのわからないようなことも二、三カ所あったんですが、これはやっぱり西郷村が主体となってやったところではですね、西郷村がその責任をとらなくちゃならないんですよ。そうしたら、いかなる問題でもやっぱり村長がその責任をとらなくちゃならないんです。ところが、どうなります。村長が責任をとろうとして、その責任をとるところまで来たときに、村長、解散になったらどうします。おれはやめたから知らないとなるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 任期は永遠でもありませんし、この原発の問題と絡む問題は議員ご指摘のとおりだと思います。ただ、長の執行権というのはそこに歯どめがかかっている、要するに議会が承認しなければ執行できません。そういうふうになっていますので。ですから、承認したものについては執行すると、こういうふうになります。それがなければ、それで今言われたとおり、途中から予算を追加してとる場合は、また、人がかわった場合は、提案権と一連の予算の中でそれはできると思いますが、ただ、基本路線を踏襲するかどうかについての思想ですかね、そこまではこれはやっぱりお考えが違う場合もあるかもしれません。それはそういうことになってくると思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ、ただいまの村長答弁でね、これ聞いておったら村長の本音が出てまいりました、今は。これは村長が責任をとるところで言ったそのことがですね、これを行く行くはその責任は議会に転嫁するんだという、それにしかすぎないんじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういうわけではなくて、予算をそういう方向で承認するといいますかね、議決する、その次の実施は今度は執行権というふうになります。その機関を持っているわけですから。それはそのときに、言われたとおりちゃんと説明をしたのかとか、ご理解をいただいたかということになるわけです。それは十分やっぱり説明をしたりご理解を得てやっていくということになりますので、それはそれで責任転嫁とか何かにはならないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は、それ責任転嫁ではないと言っていますが、もう何につけても、今度はこれをやりたいと思ったんだけど、議会が通らないからできませんと、やめましたということで村長の責任というものは終わっちゃうんですよ。そうしたら、一番最後にしよったのは議会と村民なんです、この責任をしよわなくてはならなくなったのは。それだから、これ大変なことになりますから、自分はその辺で大分今心配しているところなんです。じゃ、そいつも何か昼食べているうちに、村長が午前中言ったことをずっとこう寄せてきたらば、責任はとるととっている

けれども、果たしてこれはどういう責任のとり方をするのかといたら。だから、その責任のとり方については、議会というものがあるんだから今度は議会が通らなけりゃ長はやり切れない、こんなことは当たり前のことなんですよ。それだから、そういう場合が来るからですね、これやらなかったら何も来ないんですから。だから、やるよりはやらないほうがいいんですよ、こんな危ないこと。これは危険ですから。

そういう意味においてですね、とにかくあの黒川に対しては、放射能を含んだごみは松葉1本なりとも流さないようにしてくださいよ。これはやっぱり村長にこの場を通じてお願いをしておくところなんです。じゃ、これにもやっぱり責任を持ってすっきりとやっていただきたいと思います。村長に要望して質問を終わります。大変長い間ご苦労さまでございました。

○議長（鈴木宏始君） 今のは要望ですか。

○16番（室井清男君） 要望です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、2番真船正晃君の一般質問を許します。2番真船正晃君。

◇ 2 番 真船正晃君

1. 少子化対策について
2. 道路行政について

○ 2 番（真船正晃君） 2 番真船正晃。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1 番目の質問であります。少子化対策についてお伺いをいたしたいと思っております。村長は、常々子どもたちは村の宝だということをおっしゃっておりますが、私も同感と思っております。しかし、残念ながらその宝の数である子どもの数がだんだん減る傾向にあります。将来のこの西郷村を背負ってくれる子どもの数は、平成 24 年 5 月 1 日現在の人口調査結果で見ますと、ゼロ歳から 14 歳までの年少人口は 2,920 名、全人口が 1 万 9,596 名ですので、15%ということになっております。この 15%の数字は、県下の各町村の中ではトップが大熊町の 15.8%ということで、第 2 位で西郷と鏡石が同率ということになっておりますが、県平均は 13.1%という数字になっております。このように、県平均より見ますと、西郷村の子ども割合率は高く非常に喜ばしいことだというふうには思うんですが、別な角度から見ますと、平成 23 年 12 月末での 1 年間の出生数、この数が 191 名でありました。では、死亡者数ということで見ますと、220 名亡くなるということ、生まれてくる子どもの数よりも亡くなる方のほうが多いという逆転現象になっております。それは 21 年の増加傾向から逆転して、毎年下がってきているというような状況が続いております。このような状況の中で、村は現在どのような少子化対策に取り組んでいるのか、まず、この点についてお伺いをいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 2 番真船議員の一般質問にお答えいたします。

この少子化対策ということをおたがいでございまして、大熊に続いて第 2 位、前は 1 位だったんですけれども、やっぱりちょっと陰りが出てきたのかなと、本当に心配しております。孫の顔を見るとか、あるいは子どもの人材育成を図っていくのが人生の最大の目標ではないかというふうに先人は言っておりますので、私どももそういった形でいきたいというふうに思っておりますが、これまでどんな事業なのかなというお話でございまして。

まず、若い人が多いということで、共稼ぎ等がふえている現状にありますので、保育所の充実を今までやってまいりました。定数、あるいは保育時間、あるいは保育料の軽減、こういったことをしております。さらに乳児から、幼児からになってきますとやっぱり一時保育や児童クラブ、もう少し学校大きくなりますね、放課後児童の対策とかそういったことをしております。またさらに、保育所、幼稚園、そういったところに行っていない子どもさんもおまして、つどいの広場等を開設したりということをやったり面倒を見るという人的なバックグラウンドをつくってきた。さらには医療費がというふうになります。これまで社会保障費の中で、子どもがやっぱり一番大人になって後遺症を残すようなことになっては困るということで、医療費についての要望が高いということがありまして、県も今回 18 歳まで打ち出しましたので、

4月からそれに取り組んだということで前倒しをしている、そういった健康、あるいは母親にかわる面倒を見るといった、そういった本当に小さい子どもたちのためのということをやっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今、村長の答弁をいただきました中に、それぞれ小さい子どもたちの対策等お話をいただきましたが、その中に医療費の部分がございました。県は10月から18歳未満の子どもたちに対しての医療費、子ども医療費を無料化するということになるわけでありますが、村としては4月から実施をいただいているわけでありますけれども、この4月から実施をしております18歳未満、県が10月から実施することによりまして、村の持ち出し分はどの程度軽減されるのか、その見込み額についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県の子ども医療費の無料化補助対象年齢引き上げ実施に伴う村の負担軽減見込みはどの程度かというお話でございました。報道等にもありますように、県内で安心して子育てができる環境づくりを進めるために、本年10月診療分から小学校4年生以上、18歳に達した後の3月31日までの児童等を対象に一部負担金30%を全額補助するよう予定されておりますが、詳細はまだ手元にはありませんが、方向はそういうことになっております。そういったことで、村では4月から前倒ししてまいりました。年額3,980万2,000円を見込んでおりますが、本事業による負担軽減額は対前年比の年間総額で算定いたしますと、小学校4年生から中学3年生までの6学年分の医療費が対象となりまして、軽減額は小学生分1,640万円程度、中学生が1,170万円程度、合計2,800万円程度を見込んでいる状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） ただいま2,800万円程度の見込み額だということで答弁あったわけでありますけれども、この2,800万、18歳まで引き上げになることからの軽減分ということでもありますので、この軽減される金額につきましては、ぜひこの少子化対策に新しい対策を提案を1つ提案させていただきたいと思えますが、その新しい対策にぜひ使っていただきたい、生かしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思えます。この新しい対策といいましても、新たに手出し、財政が非常に厳しい中でありますので、村が新たな支出は難しいと思えますので、今申し上げたような形で軽減分を生かしていただきたいということでお願いするわけでありますが、例えば出生祝い金ですね。子どもが生まれたことに対しての村のお祝い金という形をぜひ制度化して、それが少子化対策につながるということでお願いしたいと思えますが、まず、その内容についてでありますけれども、第1子から生まれた場合に、1つの例でございますが、例えば村の花でありますヤシオツツジ、これらの苗木を記念樹としてお祝いとして差し上げ、村の中を村の花のヤシオツツジできれいにそれぞれの赤ちゃんが生まれたうちでは植えていただいて、何年か後にはきれいな花が咲くとい

うようなことを考えてみてはいかがかなと。

さらに、一番大事なことでありますが、やはり第3子、子どもさんの数をこれからふやしていくのには、第3子以降の手当てが必要だというふうに考えますので、1子、2子は今の記念樹のような贈呈でよろしいかと思うんですが、第3子からはそれに祝い金を贈呈するというので、子どもを持つ親の方々が子どもを育てる上での一番の悩みが経済的負担の増加だということで、内閣府がアンケート調査した中でもその回答が一番多いというようなことでありますので、やはり経済的負担を軽減してやること、これが一番大事ではないかというふうに思います。子どもを産みやすい、育てやすい環境をつくってやること、それがひいては子どもを増やし、この西郷村にこれから結婚する若い方々も、結婚して家庭をつくって子どもをつくっていく上では、西郷村に家を建て、家族で住みたいというような気持ちになっていただくこと、若い方が新たにこの西郷村に住んでいただくということが子どもの数を増やし、ひいては2万人、過去21年だったかと思いますが、1万9,800人近くなったかと思いますが、それが今までの最高の人口というふうに思っておりますが、それ以降は年々下がってきておりますので、ぜひ2万人達成、人口の2万人をぜひ達成できるような対策をお願いしたいというふうに考えております。このことにつきまして、村長のお考えをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 次に、出生祝い金の創設ということでお話をいただきました。第3子が目標であるということは、まことに同感であります。やっぱり社会の少子高齢化が進行しているということは、ほかの国もあります、フランスはこの出生率が回復しましたですね。いろいろ手段を講じたということをお聞いておりますが、第3子というのはそういう意味で言うと、2.2ぐらいじゃないと人口を維持できない、それよりプラスするためにはそれ以上なければというふうに言われておりますので、第3子というのはいい着目だと思っております。

第1子、第2子、ヤシオツツジのお話がありました。全国的にも今の出生に対してお祝い金制度といったものはありまして、データでは10万から30万程度ということも聞かれておまして、これは都市規模の小さいところが目立って多いという傾向にございます。県内におきましても、この少子化に歯どめをかける、あるいは人口増加に転ずる、先ほどの180人と200人の差は自然減になっておりますので、そういった意味でいいますと、まことにこの西郷村も社会増でなければ人口はふえないとなりますので、本来の姿よりもいわばこの自然増による人口増加が望ましいわけがあります。そういったことで、この少子化の原因はいろいろありますが、おただしの件、さらには結婚の出会いの問題から出産、子育て、いろんなシステムがうまく働かなければ回復できないだろうと思っております。そして、この祝い金制度も一時凍結とかなかなか減っている状況もございまして、その効果等がいろいろ検証されている状況にもございまして、ご提言の趣旨、よく検討させていただきまして、今後に備えたいと思っておりますので、ひとつよろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今、今後慎重に検討するということをご答弁いただいたわけですが、この出生祝い金制度とあわせまして、もう一つご検討いただくのであれば課題として検討いただきたいものがございます。実は今、第3子以降ということで、少子化、人口を増やすための理由で申し上げたわけでありますけれども、さらに今度は第3子以降の学校給食費、これらもぜひ無料化できれば、先ほどの理由で申し上げましたように、経済的負担がやはり1人で終わっちゃう、あるいは2人で終わってしまうと、それが人口増につながらないということが一番大きいかと思っておりますので、第3子以降の子どもさんの給食費については、無料化してあげるとかいうのも1つの方法かというふうに思います。ただ、あくまでも財政が厳しい中でありますので、私の考えとしましては、この今回の医療費から生まれてきます軽減額、それを有効に生かしたそういう制度を事務方として検討をいただきたい、執行部のほうとして検討いただきたいということをお願いを申し上げまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の質問ですが、道路行政についてお伺いをいたします。昨年の大震災、原発事故から1年以上経過をいたしまして、ことし5月のゴールデンウィークの人出等は、新聞等によりまして県内各観光地とも以前のようなにぎわいが戻ったところまではいきませんが、前年から比べるとかなりの人出があったということで出ておりました。私も5月半ば過ぎに、ちょうど日曜日であったわけですが、甲子街道わきの田んぼで農作業をしておりましたら、その甲子街道を通る車がかなり多いというふうに感じました。その中にスポーツカーが十数台、一団でグループで甲子方面に、また、バイクも同じくやはり十数台のバイクを連ねてまとまって甲子のほうに上がっていった、車があった。また、家族連れの個人の車につきましては、これは甲子方面からも会津方面からも、やはりかなり今までと違った感触を受けました。少しずつ戻りつつあるのかなというような気はいたします。そこで、さわやか高原都市にしごうの代表的な観光名所でもあります雪割橋についてお伺いしたいと思います。この雪割橋、昭和33年に現在の4代目が完成しまして、地元の方々の大事な生活道路、あるいは村の代表的な観光地として現在に至っておりますが、今度5代目となる新雪割橋建設が始まるというようなことですので、その完成までのスケジュール、そして橋梁と道路、これがどのような形になるのか、その概要をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新雪割橋建設ということでおたしをいただきました。現在までの経過等について、概要についてお知らせいたします。この事業、平成22年度に道路概略設計、23年度、去年には道路予備設計を実施いたしまして、地元説明会を開催しております。今後の計画といたしましては、今年度、道路詳細設計及び橋梁予備設計、25年度に橋梁詳細設計及び補償費算定標、26年度に用地買収及び補償、橋梁の下部工、27、28年度に道路改良及び橋梁上部工、29年度に舗装、橋梁床板

工を施工し、供用開始という今の大きなスケジュールというふうに思っております。今後、橋梁のタイプ、道路構造令、用地買収や補償、防衛省の補助要件等によりましては若干変更になる場合もありますが、ひとつご理解いただきたいと思っております。計画概要でございますが、橋梁の構造は、現状の橋同様に景観に配慮した鋼構造のメタルの景観アーチ橋、橋長が140メートルで計画しております。路線延長は、国道289号を起点といたしまして、雪割橋を渡り、急勾配を解消したところまでの1,700メートル、幅員が片側歩道を含めまして9.5メートルという計画でございます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） ただいまの答弁で、29年度完成予定ということでございますが、現在使用しておりますこの4代目の雪割橋につきましては、一部声を聞いてみますと、新しい橋ができて歩道として残してはどうかというようなご意見も聞いております。これらも含めまして、現在の使用している橋を新しい雪割橋ができたならばどのように取り扱いをなさるのか、そこについてお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現状の雪割橋はどうなるのかというおたがしでございますが、現状の雪割橋は歩道橋として残すといったことも、議員ご指摘のとおり、お話がありました。周辺の景観や老朽化、現在通行の制限をする状況の老朽化が進んでおります。50年たちますので、維持管理の問題が今後ふえていくということもあります。また、取り壊すという考えにした場合ということですが、この取り壊すする場合も補助で該当させていただけるということもございますので、新雪割橋の完成後については取り壊すしかないのかなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今、最終的には取り壊しということではありますが、今のご説明を聞きますと、維持管理は当然のことです。さらに昭和33年にできたということでの老朽化、それらを考えますと取り壊しもやむを得ないのではないかと。今私にも思います。この新雪割橋に関しまして最後の質問ではありますが、新しい橋が完成いたしますと、今でも大勢の方が雪割橋観光にお見えになっていますけれども、今以上に多くの村内外の観光客が訪れてくれるものと期待をしておりますし、そうなるものと思います。したがって、そのような見込みのもとで駐車場をはじめとして橋周辺の整備を完成に合わせてどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 周辺整備についておたがしございました。周辺整備につきましては、新しい雪割橋につきましては、生活道路としての役割は当然一番ですが、おたがしのとおり、多くの方々が訪れていただける村の観光地としての役割も担っておりますので、観光地としての必要な駐車場や展望台、ポケットパーク等の整備を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 5代目の新雪割橋、完成の暁にはこの橋を中心としまして近くには西の郷遊歩道、あるいは西郷ダム、そして堀川ダムというような西郷村にとっての観光資源がございますので、それらも有効に活用しながらさわやか高原都市にしごうのシンボルとなるような、今以上に皆さんに喜んでいただける、愛される観光名所になっていただくような橋をつくっていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

道路行政の2点目につきましては、村道2080号線、由井ヶ原鎌房線の整備について質問をさせていただきます。この村道、羽鳥スキー場に抜けられる道路でありますけれども、私も先日、1日目は由井ヶ原から上ってみました。後日、スキー場からおりてきてみました。どちらも最後まで通行できないところがありまして、残念ながら途中で引き返してきたという状況であります。このような状況であります。さらにこの羽鳥に行くときに通りました県道白河羽鳥線、こちらもまだ片側通行と。もう間もなくできるのか、あるいはもうできたのかなというふうにも思っていたんですが、残念ながらまだ片側通行ということで、聞いてみますと全面開通するには来年になるような話も聞いておりますが、このような状況でありますので、これから今、いろいろ新たな地震等の心配もされているわけでありまして、万が一そのような災害、地震が発生しますと、開通したとしても再度通行止めになるという可能性もないわけではないということを考えますと、この村道2080号線、由井ヶ原鎌房線、これを整備いたしまして、県道白河羽鳥線の代替ルートという位置づけで整備が必要なのではないかと。また、天栄村との新観光ルートというようなことでの整備も考えていく必要があるのではないかとというふうに考えます。ぜひ新雪割橋、これが29年に完成予定ということですので、これを契機に雪割橋からこの村道2080号線を通して羽鳥に抜けられる高原道路をぜひ整備していただければというふうに考えます。このことについて村長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問の第2の2点目、村道2080号線、由井ヶ原鎌房線の整備についてのおたがしでございます。おたがしのおり、このルートは私も去年、羽鳥線が通行どめになりましたときに、代替路線を探すという前提であの由井ヶ原からサイゼリアの農場を通過して、そして鎌房林道の分岐点、さらには羽鳥のスキー場までのルートを開きたいという頭が1つありました。もう1本は自衛隊の中を通る案だったんですが、自衛隊から拒否されましたので、今の線を開こうと思って行きましたが、実はもう既に何年もあそこの道路は通っている人がおりませんので、大雨とか何かでもう瓦れきの山でございまして、議員言われたとおりであります。かつて全線は私、2回あそこを通過しております。それで、羽鳥湖スキー場から西郷鎌房林道の分岐点までは良好な、そして杉林の中を走っている、かつ向こうから来ますと左側に自衛隊のフェンスが見えます。ということで、実際はどのぐらいの整備が図られればうまくいくのかなということで、三、四キロ、それから最短ルートというバイパスができる

場所も、ちょっときついですがありますね。そういったことを念頭に置いて今まで考えてまいりました。おただしの説は当然でございます。

やっぱり天栄村と、それから緊急時のレスキュー通りとしてのルートは前々からも同じ考えを持っておりまして、この雪割橋の事業採択において東北防衛局長、仙台に行って佐藤局長さんに話を申し上げたときも、実は1ルートとしてこういったことも地元は考えておりますと申し上げているところがあります。ただ、事業の採択は、全線を一挙に認めますとまことに膨大な事業費になってまいりますので、当面、橋を採択するということを言われております。ただ、今のルートの整備につきましては、天栄とも前々から同時に手を挙げようじゃないかということも話ししておりますので、いずれこの雪割橋の整備の推移によってどこかで手を挙げる時期が来るのではないかといいうに思っておりますので、まずはこの橋に専念し、かつ途中においてそういったことを声を上げていくべきであるというふうに現在思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 前からそのことについては考えていただいていたということでもありますので、ぜひ天栄村のほうともお話を進めていただきまして、やはり緊急の場合のことを考えましても、観光ばかりでなくてそちらのほうを考えましても、ぜひこの道路はお互いに整備すべきではないかというふうに思いますので、頑張ってこの整備ができるように村長にお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後の質問であります、歴史的な人物であります松平定信公がその溪谷美を絶賛したことから名前がついている、そして村の花ヤシオツツジの自生地であります楽翁溪についてお伺いをいたします。先々月、ちょうどヤシオツツジの咲いていたころであります、私たち八汐会のメンバーで被害の状況なりを調査に行ってみました、時間の関係で残念ながら途中までしか行けませんでした、その途中までも何か所か岩、それも高いところの岩が崩れていたり、あるいは土砂崩れしていたりということで、非常にこのままの状態だと奥のほうは相当ひどい被害なのかなということで、皆心配して帰ってきたわけでもありますけれども、村としても奥までの現状を把握されているかと思っておりますので、その奥のほうの被害の状況、そして被害の状況にあわせての林道としての整備の考え方、これにつきましてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 次に、楽翁溪のおただしがございました。平成10年の8・27豪雨災害によりまして、ところどころ山腹が崩落いたしまして、そしてさらに昨年3月11日の東北地方・太平洋沖地震によってさらなる被害が拡大したところがございます。鶴生地区の山ノ神神社から上流においては特に被害が甚大で、車はもちろんのこと、歩いて行くことにも困難なほど両側の山腹が崩落しており、現在でも落石が発生している状況にございまして危険な状況であります。林道楽翁溪線については、起点が村道2036号線、いわゆる段ノ原の舗装道路の終わるところからありますが、そこから終点の男滝、女滝の合流地点まで総延長5,552メートルあり、

全線砂利舗装の林道でございます。8・27豪雨災害及びその後の台風等の災害でも山腹崩落等が起こり、そのたびの復旧事業を実施してまいりました。昨年の3・11地震におきましては、山ノ神神社の上下流で山腹崩壊が発生し、通行不能となりましたが、災害復旧事業により今年1月には復旧が完了し、通行可能となりました。しかしながら、山ノ神神社上流約500メートル先から終点までの約2,800メートルにつきましては、災害によりほとんど林道の現状を有しておらず、通行不能となっております。この区間につきましては、樹域のほとんどが法人と西郷村が所有し、保安林となっており、また、被害が大きいため、復旧及び整備が非常に困難な状況にあります。

楽翁溪は、おただしのとおり、松平定信公が絶賛したヤシオツツジの群生地でもあります。こうしたことを子孫に残していくことも我々の責務だと思っておりますが、現在の状況では整備には莫大な事業費がかかるというふうに思っておりますので、通行可能なところまでは維持しておりますが、その先については少し模様を見ていきたいと思っております。そしてなお、この区間について県による治山事業のための県単調査事業が今年から入りますので、この治山事業によるこの土砂崩落の軽減及び下流の土砂流出の防止、災害発生の防止に役立つということを見ながら、またこの整備計画をその途中であわせながら検討していくという段取りにしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今ご説明いただいたわけではありますが、私も楽翁溪は車はやはり乗り入れを禁止して、整備するとしてもなるべく手を加えないで自然をそのまま残す、溪谷美を楽しめる、歩いて溪谷美を楽しめる、そういう場として後世に残していくべきではないかというふうに思います。

それに、もう1点お願いしたいのは、実はその楽翁溪に行くまでの段ノ原から入るまでの両側の山々が現在伐採が進んでおります。その切り出した後の枝等が放置されたままということで、その放置された枝等が万が一大雨等が降ったときに、あの千歳川に流れ込んでしまって、大きな災害になってしまうのではないかというようなことを心配してまいりました。これは皆同じ心配をされております。したがって、先ほど申し上げました、なるべく自然を残した形での遊歩道としての整備とあわせて、この伐採されて残っておりますそれぞれの木々、これらについても災害の発生しないように十分に村当局として管理していただきたいと思いますということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 3・11 東日本大震災後の村道の復旧について
2. 村内に設置された放射線測定器について
3. 福島原発事故関連行政について

○ 9 番（小林重夫君） 9 番小林重夫であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の第 1、3・11 東日本大震災後の村道の復旧について。質問の要旨、村道の復旧状況についてお伺いいたします。3・11 大震災後、1 年 3 か月が過ぎました。村道の大部分は復旧していますが、ふるさと農道、村道 3019 号線、羽太グリーンタウンの入り口のところは、震災時、損壊の現状そのままであります。復旧がおくれているのはどういうことなのかお尋ねいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 9 番小林議員の一般質問にお答えいたします。

3・11 東日本大震災後の村道の復旧について、おくれているのはなぜかということで、村道 3070 号線、椋山嫁塚線の復旧についておたがございました。おたがの場所につきましては、下水道工事と絡んでおりまして、下水道が復旧がおくれたために今に至っております。大体 4 月に発注した下水は終わりましたので、道路の発注につきましては 7 月 27 日を工期として、そこまでに完成させる予定でございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君の再質問を許します。

○ 9 番（小林重夫君） 今、村長から復旧の見通しはどうかというお示しがありましたので、それを了解したいと思います。

次に、質問の第 2、村内に設置された放射線測定器について。質問の要旨、放射線測定器は村民、地域住民のために価値的に運用されているのかお尋ねいたします。1 として、村内に何カ所設置されているのか。その運用はどうかお伺いいたします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 次に、放射線測定器についておたがございました。何カ所放射線測定器が設置されているのかということでございまして、村内には県内全域の線量を国が中長期的に把握し、住民が活動する施設の線量を把握するため、役場、文化センター駐車場前をはじめといたしまして、文部科学省によりモニタリングポストが村内の 9 か所に、リアルタイム線量測定システムが村内 29 か所に設置されております。その運用はどうかというおたがでございます。これらモニタリングポストやリアルタイム線量計などの線量計は、太陽光による発電により 1 週間から 10 日間程度の動作が可能でありまして、10 分ごとに測定値を携帯電話や衛星電話回線を利用し、文部科学省により集計され、その測定値が新聞やテレビまたはホームページ等により広く公表されております。

なお、これらの機器は 24 時間線量の計測をしておりますが、機器の外部表示につ

きましては、内臓電池などの都合から午前7時から午後7時までとするよう設定されているところでありまして、いずれも文部科学省によって設置され、機器の維持管理も行われているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、村長から9か所、そのほか29か所、9か所はこれ測定値、毎日測定放送されていますが、29か所というのはどこどこなんですか。具体的に。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

村内29か所につきましては、県内の学校、保育施設に設置されたものでありまして、携帯電話や通話圏内の地域を選定しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、全器作動しているのかお尋ねします。福島民報報道によると、村内、追原、柏野、西郷ダム、那須甲子少年自然の家、堀川ダム、虫笠、西郷文化センター、上野原公園内、大黒屋旅館駐車場9か所の測定モニタリング結果が毎日報道されています。米、新田、大平地域等は報道されていません。村執行部はこの件についてどう思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 場所により抜けているというご指摘でございました。設置の場所によって測っていない部分もありますですね。それについては出ておりませんが、村とかいろいろやっているところの集計の別な図面をつくったりしております。それについてカバーするしかないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、設置状況についてお尋ねします。上新田の東京電力ループ公園JRA警備管理棟の前にNECの放射線測定器が設置されていますが、草むらの中で離れており、周囲の側道からはその測定値を、村民、地域住民の生活、小中学生の通学路ですが、だれも見ることができません。馬場坂、台上集会所前にもそのようなところがありました。道路より内向きに設置されており、だれも通行人は見ることはできません。文部科学省、県が設置するのにも村当局に打診があったと思いますので、安全・安心のため村民、地域住民が見やすく価値的にどうして設置されなかったのかお尋ねいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問中でありましてけれども、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一の又あるいはループ公園、なかなか見えにくいのではないかと
いうお話がございまして、そのとおりのお話を私も聞いております。場所もちょうど
その公園においでになる人が見るとかいうイメージでつくったということもあります
ので、ちょっと中に入っております。やはり向きの問題とか設置状況、このつくる際
にはあの付近につくりたいという話があったわけではありますが、私も最初はどいつ
た形のものかよくわかりませんでした。一番わかりやすいのは、そこにある寄
附をいただいたというのが一番新しいわけですが、あの段階ではまだ表示板が小さい
し、かつソーラーの発電力も余りよくなかったみたいで、今順次更新されておられ
ますが、そういった指摘は伝えてあります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 放射線測定器のことで、西郷村はかなり広大な面積ですよ。そ
れで、この9台の報道されている設置状況は、柏野、追原、上野原、あと文化センタ
ーか、あとは北部なんだよね。南部のほうは全然除外されたというんだか何というか
ね、もう上新田だって下新田、結構線量が高いですよ。あと米あたりも全然報道され
てないよね、毎日毎日ね。あと大平も全然報道されてない。こういう不公平な設置状
況、これだれがこういうふうな場所、設置とかこういう場所はだれが決めたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

だれが決めたのかということで、南部がちょっと少ないんじゃないかということ
でおっしゃりましたが、この設置の方法はモニタリングポスト、いわゆる文化センター
とか追原等につけましたポストにつきましては、5キロから10キロメッシュで1か
所の区切りに設置しております。それから、リアルタイムのものについては、子ども
たちとか公園とか利用している施設を選んで、こちらで推薦して設置をしていただき
ました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、放射線の全器作動しているかどうか。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、全器作動はしておりませんで、38器のうちに
文化センターの前の分が今不具合ということで修理中でございます。なるべく早く直
すように申し入れをしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私もですね、大清水、馬場坂、あと黒森、台上かな、あの辺を通
ったのでちょっと見てみました。作動はしておりました。ところがね、私は毎日自転
車とかウォーキングで上新田のループ公園などを通っているんだけど、2週間前
頃はもう表示は0.67だったかな、何でこんなところにあるのかなというので、あ

そこの管理棟まで入って行って見ました。それから、きのう、おととい、またこの一般質問の関係もあるから確認に行ったら何も動いていないんですよ。ああいうふうなことでは、何というかね、もう大時計じゃなくて大測定器になっちゃうんだよね。やっぱり全器作動していないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思いますよ。この点についてどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

つい1週間前の点検でございますので、きのうについてはまだ点検しておりませんが、そういったものがあればこちらにお知らせ願えれば、うちのほうで文科省、県を通して修理をしていただくようお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今の件ですけれども、白河市ではみさかニュータウン、郭内の河田眼科前の道路向かい、表郷の天狗山、天狗山には私の孫も野球で出ているから行ったんですけれども、野球場にも設置されていますが、利用者、市民通行人にも道路施設から見えるところに設置されています。原発放射線との闘いは長いのですから、村民、地域住民の安全・安心のために、今からでも設置の仕方を価値的に設置してはどうか提言します。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説ごもつともでありますので、機会をとらえて本当に見えるようにというか、あるいは不具合を起こさないよう申し入れていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） とにかく村長ね、今の件ですけれども、やはり住民サービスということで、白河でなんて道路とかそういうところからちゃんと見えるようになっているんですよ。そして作動しているしね。そのようにしなかったら、もう本当に何のためにつけたんだかと思えますよ。そのようによろしく申し上げますよ。

では、次に行きます。質問の第3、福島原発事故関連行政。質問の要旨、今後の西郷村村政の進むべき方向についてお尋ねします。福島第一原発事故により、福島県をはじめ、近隣東日本各県はいまだかつてない未曾有の文化、産業、経済、庶民の生活を奪ってしまいました。それでも我々は前向きに復旧・復興に原発放射能と闘い、生きていかなければなりません。福島原発事故は、いまだ収束はしておりません。東京電力、日本政府の言動を疑うものであります。私は、日本、そして世界の科学技術、英知を信じ、今後安全に収束することを願っております。日本はエネルギー政策を大転換し、再生エネルギーへ大きく方向転換すべきです。福島はむろんのこと、日本政府は脱原発を宣言すべきです。そこで村長にお伺いいたします。村長の考えをお聞き、その見解をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この政策の話でありまして、私も同じです。やっぱり原発を今再起動しようとかいろいろお話ありますが、我が福島県においてはとても受け入れられる状況ではない。むしろまだまだ説明すべきといいますか、やっぱり原発を運用するにおいては課題が大き過ぎて、最終的な高レベル廃棄物の処理の仕方が決まっております。プルサーマルで、もんじゅで挑みましたが皆失敗続きですね。それをやっぱり説明するといいますか、ちゃんと説明して、こんなものだろうということもまずちゃんとしてもらいたいですし、それよりも何よりも今あるこの目に見えないものがある健康被害と将来に対して影響を及ぼすのか、食べ物はどうなるか、土壌はどうなるか、さっきの川の水はどうなるかということまで納得しなければ、やっぱり次の段階には行けないのではないかと私は思っております、これは議員と同じだと思っております。再生エネルギーといった新しい政策に転換すべきではないかと、賛成でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。村長は同じ考えだと言いますが、村長、西郷村自治体として脱原発宣言を発してはどうですか。やはり一歩はマンパワーとなってくるんですから。この西郷村から、みんなでやろうなんて言ったってなかなかできないことだから、西郷村からそういう脱原発、再生エネルギーに向かうんだという宣言をしてはどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村としてどうかという意思表示であります。いろいろご意見をお伺いしながらやっていきたいと思っておりますが、本当に今の状況を見ると、なかなか原発がいいとはとても言える状況にはありませんね。ただ、生活上、電気を使っておりますので、今日本は3割は原発です。54基をどうするんだという話なんですけど、しかしやっぱり、本当に今になって考えてみますと、見えないとか説明するところが本当に多くて、早くそっちのほうを進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） それでは、村長の脱原発宣言に期待をいたしまして、次に行きます。西郷村地域エネルギーの件について質問します。新エネルギービジョン、平成23年2月の中に西郷村環境基本条例、平成17年3月策定、西郷村環境基本計画、平成18年3月策定、西郷村バイオマスタウン構想、平成22年策定、有機資源やバイオマスエネルギーの利活用、循環型社会の構築を目標としております。本村のエネルギー消費実態を明らかにする、自然環境や地域の特性を考慮した多様なエネルギーの可能性を検討する、新エネルギーを導入する方向性や仕組みを示したものとあります。今後、このビジョンをもとに本村における新エネルギー利用を推進し、循環型社会の構築、自然環境の保全に向けた取り組みを推進するとうたっております。そこで伺いますが、この未曾有の原発事故を契機に脱原発、再生エネルギーへの転換が必須、重要課題となっている現在、すばらしい構想ビジョンでありますけど、村長は具体的にどのように強力、堅固な意思を持って推進するのかお示しください。期待し

ております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このエネルギーのビジョンは、やはり今あることを予測して言いましたね。原発ばかりではありません。二酸化炭素がふえて、地球温暖化で北極海の氷が解けている。それからツバルの国々が水没する。それをどう止めるかということ、実は軌を一にしております。さらに、今回大きな衝撃が走りましたので、これを契機にやっぱり加速すべきであるというふうに思っておりますが、これについてはいっぱい手があります。ソーラーもそうですし、風力、火力、それから波動、この前新聞に出ましたですね。いわきの問題、いろんなことがありますので、どれが適切かということは今後新しい技術開発、あるいはその売電の問題とか、あるいはスマートグリッドとかいろんな問題があります。そういったことを見据えて一番効率がいいといえますか、そういった方向にやっぱり行って、そして原発依存を少なくするというところでバランスをとる必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） それでは、村長に再生エネルギーの具体的な件についてお尋ねします。村長は、西郷村のすばらしいバイオマスエネルギー構想というのがありましたよね。構想を具体的にどのように考えているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あの懇談会を、そしていろいろ先生方の意見をお伺いして、そして新しいエネルギーとして効率の高いものにしていく、そして西郷村の特性、勾配、あるいは水量、小水力発電が今ちょっと俎上に上っております。ただ、問題はごみ取りだと。だれが昔の水車守をしたんだということで軌を一にいたします。さらに風力につきましては、前にNEDO、通産のシンクタンクが調査した経緯がございました。一部、甲子の上流では4.5メートル以上、（不規則発言あり）バイオマスタウンですか。バイオ生物依存というふうになりますね。1つは、やっぱり省エネルギーでバイオでいった場合は、例えば大きく私が考えていますのは、今、通常、家庭の残飯等があります。台所で出ます。水で湿っていますね。ああいったものはまず分別をよくして、そして土に返すものは土に返したいと。今の状況は、一部事務組合において今夏梨で焼却しておりますね。あれを起動する場合は重油が必要です。重油を噴射して温度を上げて燃やすというふうになりますので、要するに化石燃料を使います。ああいったものを軽減してはどうかということが1つ。そうしますと、やっぱりコンポストとか、あるいは畑で吸い戻すシステムはどうなのか。その第一番が給食の残飯処理をやっています。あれは細菌を使っている処理の仕方ですね。

そういったことと、それからもう一つは、今回の間伐材とかバークとか、ああいったものも土に戻すという方向と、もう一つは燃料として使ってはどうか。その際の問題は、例のバグフィルターがどうついて、今回のセシウムの沸点がどうかということの問題がありますが、そういったことをクリアすると、森林の資源の再生にもつながるのではないかという研究もあります。隣の太信でバイオマス発電をやっているとこ

るもありますので、そういったアプローチもあるわけでありますが、問題は、そうしますと恒常的に林業の経営と今の間伐材を使う場合は、林道の整備とか搬入搬出のことも側面的に整備をすればいろいろな問題を抱えておりますので、個々のバイオマスの研究成果と、それから西郷にこういったものが持続的に大丈夫かといったことを考えて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、本村内における小規模水力発電はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 小規模はもう大体関西でその兆しがあって、その一つのアセンブリーといいますか、システムができ上がっているところがあります。問題は、例えば三面側溝の流速、毎秒1メートル以上のときにどのくらいの口径で設置するかということと、問題はプロペラにごみがたまってしまうと。それをどう除去していくかということと、もう一つは近くに鉄塔電線があって売電ができればと、要するにバッテリーできなければだめですね。そういった問題をクリアしていくことが必要だというふうに言われておまして、これは地形が西郷村みたいに勾配がきつところ、あるいは水源、水量が多いところがいいのではないかというふうに言われておまして、山の裏側の下郷とか会津でもこの急傾斜を利用して、そういった研究も今進んでいるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、太陽光、風力発電について村長の考えをお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 再生エネルギーの中に、今議員が言われましたバイオマスとか、あるいは風力、波動、ソーラーとかいっぱいありますね。その中の一つというふうに思っております。もっと何か。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、最後でないけれども、再生エネルギーで本村で一番有力というか、推進に力を入れているのは何なのか。村長はどのように、今の項目の中で一番有力な、バイオマスとか太陽光とか風力とか小規模水力とかいろいろありますけれども、何が西郷村で一番導入しやすく、村長は力を入れるのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在もう走っているものがあります。ソーラーの補助金、もう既に走っておりますので、これは国も県も本腰を入れて、特に福島県においては今の再生エネルギーに転換すべきだという考えのもとに、その補助対応を増加させておりますので、これはもう走っております。では、次に何だということになりますと、やっぱりさっきのバイオマスとか水力とかいっぱいありますね。そういったことをどうすれば事業化できるかとか、だれがやるのかとか、最終的に個人の家庭まで入ってくるといえば、これは非常に民生用になりまして普及が進むわけでありまして。ソーラーが

その先鞭をつけていると思いますが、その他につきましても普及の度合いと、それからコストの問題等を考えて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） いろいろ新エネルギー構想の中のお話がありますがけれども、村長、絵に描いたすばらしい構想いろいろあるけれども、絵に描いたぼたもちに終わらないように、やはり西郷村は具体的にこれに進んでいくんだという方向を示して、この新エネルギーのあれでは有望視するのは太陽光とか、それぐらいとなっているね。すばらしい職員とか審議会のメンバーとかあって審議したようですから、そういう方向性というのを示して、具体的にやっぱりその方向に向かい、脱原発エネルギーというかね、そのように向かうように私は期待します。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説のとおり、頑張っていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、川谷地域に原発事故により、大熊、楢葉、双葉、浪江と永住帰還困難避難者のために西郷村民になっていただく移住特区を造成して安く分譲する支援策を講じてはどうか、提言します。県はもとより、本村も人口が激減しております。川谷小中学校の複式学級問題も解消に向かうのではないかと。一挙両得が期待されます。この件について村長の見解をお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 浪江等、永住帰還困難者のために西郷村民になっていただいて、移住特区として宅地造成をして分譲する新策というお話でございました。まことにあの浜通りの避難の方々は喜んでおります。やっぱり今はこの避難されているの方々、それから3区分のこのエリアにいる人、さらにはなかなか今後帰れない方々にとって、これからの人生をどうしようかというふうに今考えております。

この前、この浜通りの方も西郷村にお世話になってということでごあいさつに来られました。今度いわきに移住いたします。やっぱりうちの近くにいってというお話で来ましたが、そういったことを待っているという気分もありますね。浜通りの人は、何らかもっと具体的な策はないのかと。それで、浜通りは仮の町とかいろいろ発信しております。仮の町というのが自治法上いかなる形をとるのか、まだ判然とはしませんが、しかし本当は帰りたいと。帰りたいけれども帰れない部分の間をどう人生のあり方として望ましいのかと、その形態を実は模索しているわけでありまして、そういう意味でいうと、お話しのも一つの策になるだろうと思いますが、ただ、それだけではまだなかなか解決しない問題がありますよね。やっぱり人生というのはまず健康で、生きがいを持って、そして職業を持って経済的に安心して、そして子どもの教育をうまくやる、年配の父母の健康を確保する、いろんなことを同時に満足しなければ、つい住みかを目指すというわけにはなかなかいきません。かつ、会津のほうに今年雪が相当降って寒かったですね。なかなか生活は大変だということもございますので、そういったことを考えながらやっていくということは、やっぱりいいことだと思いま

すので、ご提言をよく考えて今後どうするべきか、そういったことが出てくるかもしれません。そういう場合においては参考にさせていただいて、ぜひ困っている人を助けようではないかという気持ちでいるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問させていただきます。今、村長からの答弁でいろいろ原発地域の自治体、本当に避難して帰還困難区域で、また、いろいろ国・県で仮の町とか何とかとね、本当に仮の町というのだったら、ある行政区の中にまた1つの自治体ができることでしょうか。これ本当に橋下市長が言うように、二重行政とかになるんですかね。その地域のその人のコミュニケーションということはわかりますけれども、私はだから村長、国とか県とかの動向ね、いろいろな交付金とか助成金とか復興資金とか、いろいろあるかしのれないけれども、そういうことも大事だけれども、やっぱり災害を転じて福となすと、やっぱり村長の一言の確信と実行でやってもらいたいんだよね。そういう県とか国の動向ばかり気にしてやるんじゃないかと、これ前に川谷地域のね、もう本当に文部科学とか学校教育とかいろいろ関心のある方から、小林議員、川谷はね、本当に複式学級とかこういうのがあって困るんだから、何とか解決策を訴えてもらいたいんだと。

私は、だからこの原発、この地方でそういうようなどうしても帰還ができないという方に、やっぱりそういうような特区を村でつくって、村長の決断でつくって、利用できるものは補助金とかいろいろ利用してやっぱりやるべきなんだよ。そうすれば西郷はもっともとね、もう環境もいいんだし、すべて、放射線はちょっと高いけれども、もういろんな交通事故がない、環境いいんですからそのように。私が今まできょう、一般質問で提言したことを前向きに村長とらえて、理解してもらって執行してもらいたいと、私は期待をしまして一般質問を終わります。一言だけ返答をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり浜通りの皆さんを助けようという気持ちから出たものについては全く同感で、そのやり方についてはいろいろ考えてやりたいということでもありますので、その気持ちと思想を持ってこれからのいろんな問題といいますか、助ける方法論の中に入れるものは入れていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇ 11番 矢吹利夫君

1. 農業行政について
2. 行政区長の手当について

○ 11番（矢吹利夫君） 一般質問の1日目の最後ということで、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問第1の農業行政の農業用排水路整備についてお伺いいたします。ここ数年、毎年各行政区から数多くの用水路整備の要望が出されておりますが、ほ場整備未整備地区、また、整備後何十年も過ぎた地区において老朽化した用排水路などが数多くあります。また、大雨が降るたびに未整備水路からあふれ出して村民から大変な苦情が寄せられているのが現状でございます。それで1点目の最初に、村全体で未整備箇所はどのくらいあるのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

農業行政の中の農業用水路の未整備地区のおただしでございました。用排水路の未整備箇所につきましては、ほ場整備未整備地区が約300ヘクタールございます。整備後40年経過いたしましたほ場が約295ヘクタール、合計595ヘクタールでありまして、これらの箇所につきましては、素掘りの用排水路や施設の老朽化など、お話しのように早急に整備をしなければならない地区があることは承知しているところでございます。また、23年度におきましては、行政区長様等より用排水路の整備要望が出ておりますのが51か所でございます。昨年度は大震災の被害の影響もあり、例年より多くなっているところもございしますが、既に11か所等を対応済みで残りは今後待つという状況にあるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○ 11番（矢吹利夫君） 11番。それでは、これらの要望、要整備箇所について、優先順位と申しますか、どの地区を先にどのように判断して行うか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この優先順位のつけ方であります。まず、全体的な村の水源と末端、それから一級河川への放出等のルートを見まして、それで勾配あるいは水量等が多くて、大雨のときに消防団あるいは区長様が見ていただいて、やっぱり水衝部、水が当たる部分等については被災の程度が大きくなりますので、そういう緊急性あるいは規模が大きいところ等については、大規模改修といたしまして、県営事業あるいは県単事業あるいはということで国庫補助等を導入してやっています。今、明治堀等をやっているところでございますが、それ以外の老朽化あるいは新規にそういったものが出た場合におきましては、先ほどの災害の発生の要因あるいは急がなければならない相当の理由を考慮しまして、あればそういったことを見て、そして予算上でやっていくと、予算をつけてやっていくということでございまして、補助を導入する、あるいは単独でやる、あるいは起債でやる、いろんなことでその優先順位に対応していきたいというふうに思っております。

- 議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 11番。それでは、ほ場整備未整備地区が約300ヘクタール、整備地区で老朽化した地区が約295ヘクタールと村長答弁にはありましたが、各行政区などから要望のある用排水路の整備を含めて、全体的に完了するまでの長期計画は立ててあるのか、お伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 長期計画であります。まず、大規模なものにつきましては、既に着工しておるものがあります、明治堀とかですね。そのほかの小規模の、先ほど300ヘクタール未整備のところがあると。山、沢部分とかそういったところがございます。そういうものにつきましては、大体素掘りのところは舗装といいますか、U字溝を入れてもらいたいという要望が多いわけでありまして。ただ、それにつきましては、やっぱり合流して水量、あるいは勾配、あるいは分水とか、あるいはいろんな堰とか工作物がありますですね。そういった部分を優先的にやっつけていこうというふうに思っております。それで、1つは災害防止とか、あるいはスムーズな方向で管理できるというのが一番いいわけでありまして、予算はなかなかすぐに対応はできない部分もありますので、それについては優先順位といいますか、順番をつけていくしかないというのが現状にあるわけでございます。
- 議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 11番。村内には未整備地区や施設が老朽化した地区がかなりあり、延長の長い用排水路の整備はなかなか工事が進まない、完了できない、そういった工事区間をもう少し計画的に短期間に完了できないか、村長の考えを伺います。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 水路整備につきましては、コンクリート構造物になって堰等が今新たな部品等ができて、取水あるいは排水が非常に楽になりましたですね、昔と比べますと。そうしますと、そう最初から補助事業として採択されればいいわけですが、なかなか全般には及びません。そうしますと、やっぱり優先順位のつけ方はこの災害といいますか、大雨が降ったときにどのぐらいの被害が予想されるかということ念頭に置いて、その次にやっぱりこれをやれば全体的に画竜点睛であるとか、いろんなことがあります。そういった意味で、災害の防止が重点と、それから関連して早期に効果を発現すべきといったような観点から、優先順位をつけていくということにしていきたいと思っておりますので、そのためには財源をいかに投入するかでありますね。補助あるいは起債、あるいは一般財源ということの組み合わせになりますので、なるべくそういった方向については、ご要望におこたえできるように努力してまいりたいと思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。
- 11番（矢吹利夫君） 再質問になりますが、いろいろと行政も大変だと思いますが、ある地区で現在、継続事業で毎年工事している箇所があるんですが、延長1キロぐらいの排水路整備をするのに、10年ぐらいかかってやっと半分ぐらいしかできていな

いのが、年にですよ、40メートルか50メートルぐらいしかやっていないということになっているんです。1キロの計算をすると、全部完了するまでに半分ということば、単純に計算しても10年以上かかるんですよ。また、工事は上から工事やっておるものですから、上流から整備を行っているために、下流の未整備箇所が大雨が降ると毎回大洪水になるようなありさまであると、その都度問題に出ているのが実態なんですよ。何とかもっと工事期間を短縮できないかと、再度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご不便をおかけしてまことに申しわけございません。なるべく早くやりたいと思いますが、やっぱり1キロになりますと大工事になります。そうしますと、その分水の部分とかやっぱり災害にならない部分からやっていく、下流からやっていくのは、通常は用水路は上流からやりますね。排水は下流からやるということもありますので、途中の流水と取水のバランスを見て大きさを決めたりしますので、なるべく早くこの実態に合うように努力してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） できるだけ努力して頑張っていたきたいと思います。あと10年も待っていると、20年工事やっている間に、その家の事情によっては待ってられなくて亡くなっている人もいると思うんですけれども、まあ村長の判断ですから。

次に、質問事項の第2に入ります。これも大変なんですけれども、行政区長の手当についてお聞きします。行政区長の業務については年々増加し、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東電の原発事故の後においては、現在でも行政区長は地域住民の手となり足となり、その仕事に日々努力しております。地域住民から村への要望の取りまとめや道路等の維持補修の申請書の作成など、自分の仕事や生活を犠牲にしてまでも行政区長の仕事をされている方もいらっしゃいます。住民を初め、地域の実情を一番把握しているのが行政区長であると言っても過言ではないと思います。そこで質問いたします。平成24年4月1日現在で46行政区に5,319世帯加入しておりますが、20年前の平成4年には37行政区に3,982世帯、10年前の平成14年には38行政区に4,916世帯、また、5年前の平成19年には43行政区に5,205世帯が加入しておりました。このように、行政区に加入する世帯は年々増加し、それに伴い行政区長の業務量も増大していると思いますが、区長の手当、特に区長報酬の算定方法は何年変わらないのか、お聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 区長の報酬のおただしでございました。現在の算定方法ですが、いつからかはちょっと今のところ確認できませんが、少なくとも10年ぐらい同じこととございます。戸数均等割、1行政区当たり2万5,000円、戸数割といたしまして1世帯当たり1,750円、平成10年度からは現在の算定方法でありまして、均等割で2万5,000円、戸数割で1世帯当たり1,750円を合算するというふうにしているところでございます。おただしのように、区長様の業務というのは、本当

に昨年の地震以降、また新たな本当に仕事が発生しまして、まことにご心労を煩わせるといふ事態になっておりますことを、ありがたいと同時に本当に感謝を申し上げている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 続きまして、次の質問に移らさせていただきます。先ほど申したとおり、自分の仕事や生活を犠牲にしてまでも行政区長の仕事をされている方もいらっしゃると思いますが、それでは区長業務は年間どのくらいあるのか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本当に区長様をおやりになっていただいた方もおいでになりますが、年間、この災害情報、いつも私ども災害対策本部をつくっていかがですかと、区内の状況をお聞きいたしますが、そういった情報の収集と通報をお願いする、あるいは逆に、地域の住民のただいまの用水路の整備とか、あるいは通学路の問題とか種々の要望がございますので、そういった事項の優先順位をつけた要望とかそういったことの取りまとめ、それから村からも文書を今お願いしております。それから、敷き砂利の検収といったものもお願いしております。さらには歳末助け合い共同募金、さらには村の行事、学校行事ですね。運動会とか卒業式とかそういった出席をお願いしたり、本当に多いわけでありまして、文書配布関係では月に2回ということです。それから、路面補修等の維持補修の取りまとめ、去年は247件ございました。それから、29行政区からはカーブミラーの設置など106件がございました。こういった取りまとめをさせていただいていると、そういった業務をさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） ただいま答弁ありましたとおり、行政区長の業務は年間通してかなりの業務量があり、行政区長も時間的な制約や精神的負担を強いられていることがわかります。こうした行政区長に対して、村として区長手当の見直しを考えるべきと思うが、どうなのかお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのようなお話も実際聞いております。地域バランスとかいろいろあったり、あるいは現在500戸を超えている区が4つございますけれども、非常にやっぱり（不規則発言あり）そういった事情を勘案すべき点も見受けられますので、おただしのおりよく目を通して、そういったことを是正できないかという声に対しましては、よく検討させていただきたい。必要とあれば見直しもすべきであるという考えを持っております。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問します。ただいま見直し、検討するとの答弁がありましたが、ぜひとも見直しをしていただきたいと思います。さらに質問いたします。現在46ある行政区のうち、昨年度から引き続き今年度も委嘱されている行政区長は9名と聞いていますが、これは区長の業務量が多く大変であるため、区長報酬とのバ

ランスがとれていないことが原因の一つではないかと思います。昨年の震災時には、ある行政区では家屋の被害状況を確認してくれと住民課から連絡があつて、ガソリンが手に入らず車も使えなかったため、遠くまで歩いて確認しに行ったり、避難所に朝晩必ず顔を出し避難者の安否を確認するなど、昼夜を問わず地域住民のために苦勞されてきました。こうした区長の協力があつて行政も成り立っていることを認識し、報酬に関してもそれに見合う額を保証することによって、次の年も引き続き区長を引き受けてくれるのではないかと思います、いかがですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本当に去年3月11日の夜、12時過ぎてから私も虫笠、羽太、それから米、ずっと回って最後、2時、3時ごろ大平の公民館といいますか、避難所に行きました。本当に区長様は大変でしたね。あのときは本当にどういう形でということで消防団、あるいはいろんな方々がそれをサポートすると。安全をまず優先する。それから、避難の今度は食料の問題。次に、インフラの電気あるいは道路といったものは大丈夫かどうかということをも本当に細かく配慮して指示をする。そして、寝つけなかったと。要するにあの晩は徹夜です。そういったことをやって、ずっとそれが1年実は続いてしまったというところがあつて、ガソリンがないときはお話しのとおりです。自転車歩いた区長さんはいっぱいいますね。そういうことを考えたときに、まことに頭が下がりますということと、何かいい手当はないかというふうに感じたところがございます。よく去年は特別だろうという意識も私は持っていますが、今後の推移を見ましても、なかなかそういったことが改善できなければということも考えます。ただ、これは同じ立場の方といいますか、ほかの町村にもあります。やっぱり仕事の中身があります。よく実態を見て、そして改善すべきは改善すべきだというふうに思っておりますので、よく調査をしていきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 見直しについて再度質問いたします。現在、均等割として1行政区当たり2万5,000円を支給されているとのことですが、戸数が少ない行政区については、各行政区共通の業務量に対して報酬料が少ないとの声も聞こえます。特に今回の東日本大震災による原発事故では、住宅以外においても放射線の除染が必要であり、行政と地域が一体となって取り組まなければならない問題が山積しております。行政区長の業務は、世帯数が少ない行政区ではなおさら山林、農地などの面積が広く、また、高齢者世帯も多いため、区長としてもそれらの情報を収集したり調査するのが大変な仕事だと思ひます。こういうことを踏まえて見直ししてほしいと思ひますが、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の点はよくわかりました。この今の点につきましては、区長様自身の声もいろいろお聞きしております。そういった点を参考にして今後とも対応していきたいというふうに思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後になりますが、ぜひ見直しをしていただけることを期待しまして、一般質問を終了します。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の点を勘案いたしまして、その見直しの中身について検討していきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日6月15日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時16分）